

1 趣旨

広島県熊野町は、中核都市である広島市、広島空港が立地する東広島市、観光資源の多い呉市に挟まれたアクセスのよい場所であると同時に、江戸後期から始まり、現在ではわが国有数の産地となった筆の生産で知られる自然の豊かな町です。しかしながら、平成 30 年 7 月豪雨によってもたらされた土砂災害により、幼い子供を含む 12 名の貴重な人命が失われ、多くの町民が避難する事態となりました。この災害により本町において、多くの課題や地域の脆弱性が露わとなり、防災・減災まちづくりを、広島大学防災減災研究センターのご協力を頂きながら、さらに強力に推進することとしております。

本町の防災・減災まちづくりにおける施設整備方針では、災害から住民や地域を守ることを目的に、西部地域、東部地域、中央地域の 3 つの地域に大きく分け、各地域に防災・減災活動及び各避難所運営を支援する、地域防災センターを整備する方針としています。

東部地域の避難所は、熊野第二小学校体育館、東公民館、東部地域健康センターの 3 施設がありましたが、平成 29 年度に熊野第二小学校体育館及び東公民館が土砂災害警戒区域に指定されたため、現在、開設可能な避難所は東部地域健康センターだけの 1 施設となりました。その結果、この災害では東部地域健康センターに避難者が殺到し収容人員を大きく上回るなど、当該地域の避難所が不足している状況です。また、地域特性も東部地域の幹線道路である県道瀬野呉線沿いには土砂災害警戒区域が多数指定されていること、熊野川や三谷川などの河川においても氾濫や越水などの水害が多数発生したことなど、町内でも脆弱な地域です。

このことから、安全な避難場所が十分に無く、多くの人々が不安な日々を送ることになったこの地域に東公民館の建替えとして地域コミュニティの活用、本町で想定される風水害・震災などの災害に対応可能な防災拠点施設として東部地域防災センター（仮称）を新規に整備します。

この施設では、これまで東公民館で育まれてきた地域コミュニティの強みを活かし、さらに強化・発展させることで、迅速に避難行動をとれる体制づくり、避難生活のストレスの低減、住民主体の避難所運営の確立できる体制を目指し、平時から災害に対する自助・共助・公助の役割の認識、防災教育や防災訓練の実施することにより、防災・減災に強いまちづくりを目指します。

また、災害時において必要となる物資の備蓄倉庫を整備、発災時には東部地域の復旧・復興活動の拠点、さらに避難所運営において全国的に課題となっている、「乳幼児世帯への配慮」や「ペット同伴避難者への配慮」を可能とする機能を持たせることにより、住民が躊躇せず避難行動を行うことで、犠牲者を出さないことと発災時でも地域の精神的な支柱・シンボルになることを目的とします。

上記を踏まえ本事業には、

- 1) 多様な現れを示す災害に対して、地域の人々の安全を保障する避難場所であること。
- 2) 災害の無い通常時には、町民が自ら支え合える、親しみやすく使いやすい場所であること。
- 3) 熊野町東部地域の豊かな自然・文化、周辺環境となじみ、地域のシンボルとして長く愛される魅力ある建物となること。
- 4) 難しい経済状況の中で、求められた予算・性能・工期を満足すること。

といった条件をすべて満たすことが求められており、その設計者には、高度な発想力・設計能力、豊富な経験等が要求されます。

そこで本町では、広島県が取組んでいる「広島型建築プロポーザル方式」に則って、公募によるプロポーザルを実施し、優れた素養を持つパートナーを選定します。

*：広島型建築プロポーザル方式とは、広島県が、困難な 21 世紀を豊かに乗り切るための魅力的かつ創造的な地域環境を作り上げるためのパートナーとしての設計者を選定する方式で、平成 24 年度から始められました。従来のように設計料で選定する入札ではなく、プロポーザルで提案能力を計るもので、以下の 4 つの特徴を有しています。①参加資格のオープン化、②建築関係団体との協定に基づく審査員選定、③技術提案を重視した審査、④公開ヒアリングなど審査過程の透明化。

今回の熊野町での事業では、この主旨に加えて、応募者が消耗しないよう、一次は簡便なものとして負荷を減らし、二次に選出したものから丁寧な提案を問うものとしています。

2 業務の概要

(1) 業務名

東部地域防災センター(仮称)新築工事に伴う基本・実施設計業務

(2) 業務内容等

ア 業務内容 東部地域防災センター(仮称)基本設計・実施設計

イ 履行期間 契約締結の翌日～平成 32 年 2 月 28 日(金)

3 参加資格及び審査方法について

(1) 参加表明書の提出者の資格要件

「9 参加表明書の提出者の資格要件」のとおりです。

(2) 第一次審査

ア 参加表明書の提出者については、資格要件の確認及び評価を行い、資格要件を満たす者の中から、5 者程度を選定しますので、技術提案書の提出要請を受けたものは、期限までに技術提案書を提出してください。

イ 技術提案書の提出者を選定するための評価基準は、別紙 2「技術提案書の提出者を選定するための基準」のとおりです。

(3) 第二次審査

ア 第一次審査を通過し、技術提案書を提出した者について、第二次審査において技術提案書の審査及びヒアリングを実施し、特定者及び次点者各 1 名を特定します。

イ 技術提案書を特定するための評価基準は、別紙 3「技術提案書を特定するための評価基準」のとおりです。

なお、技術提案書の提出にあたっては、「4 事業計画概要」の各項目を踏まえて、提案を行ってください。

4 事業計画概要

(1) 計画施設概要

ア 建物概要 地域防災計画に基づく指定避難所及び防災・減災まちづくりを担う防災拠点施設とする。必要居室については、別紙 9「建築設計業務特記仕様書」による。

イ 敷地の場所 安芸郡熊野町初神三丁目

ウ 敷地面積 約 3,780 m²

(2) 施設計画の基本条件

ア 提案対象の棟数は2棟以内とする。また、駐車場の台数については、40台程度を確保すること。

イ 発災直後、指定緊急避難場所として全体で500人程度を収容することを目標とする。その後の指定避難所としての活用においては、150人程度が一時的に滞在できる機能を確保したい。

ウ 「乳幼児世帯」や「ペット同伴避難者」に配慮した機能を持たせること。

エ 計画敷地に進入するメインルートは県道瀬野呉線とし、サブルートとして拡幅する予定のある北側、町道三村岡隠田線からの進入を考慮すること。(別事業)

オ 計画敷地は、平成30年7月豪雨災害で砂防指定河川三谷川の護岸破堤により、河川の氾濫が発生し、浸水被害(30cm程度)を受けた。今後の対応として、国・県による三谷川上流の堰堤設置、県・町による護岸の災害復旧工事を実施することにより、再度災害の発生リスクは低減されると考えられるが、広島大学防災減災研究センターから提供、別紙10「防災関係図」を参考にユニバーサルデザインに配慮しながら外構及び建築計画による対策を検討すること。

(例:1階GLを高めを設定する。主要室を2階に設置する。等)

カ 断水時、トイレの使用等を考慮した設備を設けること。

キ 工事費

建設工事費は約450百万円(建築工事、各種設備工事、昇降機設備工事及び外構工事等を含む(税抜き))を想定しており、設計金額を必ず予算内に納めること。

なお、受注者の責めに帰すべき事由により、履行期間内に予算内に納まった設計図書の納品ができない場合は、損害賠償の請求や契約解除を行うことがあるので留意すること。

(3) 計画に当たっての留意事項

ア 災害に強いまちづくりを加速

防災教育、防災訓練を実施することで、災害に対する自助・共助・公助の役割を明確にし、地域住民の一人一人が率先して迅速な避難行動をとれる体制づくり、避難所におけるストレスの低減、地域住民による避難所運営の実施体制の確立を図る。

また、本町の防災体制・災害応急体制の強化を図る上で、備蓄倉庫や非常電源などの必要な設備整備を行う。

イ 地域力の強化を育む空間づくり

東公民館で育んできた地域コミュニティの強みを活かし、世代を超えて活動できる環境を整え、共に支えあう体制を確立し、多世代が交流し、ふれあう地域社会の形成を図ることで、地域コミュニティの強化・発展に繋げられる空間づくりを図る。

ウ 美しいまちづくりの推進

美しい景観は、住んでいる人に安らぎや潤いをもたらすと共に、訪れる人を魅了し、感銘を与え、地域の存在感を高め、定住と交流を促進する原動力となることが期待される。東部地域の初神・新宮地区は田園地域であり、自然と調和したシンボル性や快適性に富んだ魅力ある地域空間の形成を図る。

エ 実現性の高いライフサイクルコストの縮減策

厳しい財政状況の中で、公共施設の設置・維持管理を行っていくためには、計画段階より当該施設に関わるイニシャルコスト及びランニングコストを適切に把握することで、長期に渡り健全な機能を保持し、維持管理の充実を可能とするライフサイクルコストの縮減を図る。

(4) その他

プロポーザルの検討にあたっては、上記 4 事業計画概要 (1) ~ (3) に留意してください。また、その他の条件等として、別紙 9「建築設計業務特記仕様書」にも従ってください。

5 建築設計者選定委員会

技術提案書の提出者の選定及び技術提案書の特定に係る審査は、熊野町建築設計者選定委員会（委員は別紙 1 を参照）が行います。

6 担当課

〒731-4292 広島県安芸郡熊野町中溝一丁目 1 番 1 号

熊野町建設部開発指導課（営繕グループ）

電話：082-820-5638 ファクシミリ：082-854-8009

電子メール：kaihatsu@town.kumano.lg.jp

本プロポーザルに関する問い合わせは担当課に行うこととし、施設管理者へ直接問い合わせることは厳に禁止します。

7 説明書に関する質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

質問は、質問内容を簡潔にまとめ、郵送、ファクシミリ又は電子メールで担当課へ提出してください。

なお、質問書には、担当の部署、担当者氏名、電話、ファクシミリ番号及び電子メールを併記してください。

(2) 質問の受付期間

平成 31 年 2 月 5 日（火）から平成 31 年 2 月 15 日（金）まで

（郵送の場合も 2 月 15 日（金）必着とします。）

(3) 質問に対する回答

回答は、平成 31 年 2 月 20 日（水）までに町ホームページ上に掲載します。

8 現地調査

敷地内を見学するための現地調査可能日は設けません。

また、敷地外から見学することは常時可能ですが、敷地内に入ることは厳に禁止します。駐車場は東公民館をご利用ください。

なお、施設管理者へ直接問い合わせることは厳に禁止します。

9 参加表明書の提出者の資格要件

(1) 参加表明書の提出者に要求される資格は次のとおりです。

ア 単体企業の場合

- (ア) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (イ) 熊野町の平成 29・30 年度の測量・建設コンサルタント業務（建築関係建設コンサルタント業務）の「建築一般」又は「意匠」の入札参加資格の認定を受けていること。ただし、この公示の日において申請又は認定されていない者であっても、技術提案書の提出期限までに平成 31・32 年度の入札参加資格の認定を受けることにより、この要件を満たしているものとして取り扱う。

なお、技術提案書提出期限までに、当該入札参加資格認定が受けられない場合は、本プロポーザルへの参加資格要件は無いものとします。

※質問 1 番を参照してください。

- (ウ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した場合、裁判所からの更生手続開始決定がされている者であること。
- (エ) この公示の日から契約までの間のいずれの日においても、町の指名除外措置を受けていないこと。
- (オ) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受けたものであること。
- (カ) 設計共同体の構成員として又は他の単体企業若しくは設計共同体の協力事務所として、今回のプロポーザルに参加していないこと。

イ 設計共同体的場合

- (ア) 設計共同体で今回のプロポーザルに参加しようとする場合の構成員の数は 2 者であること。
- (イ) 構成員の代表者（以下「代表構成員」という。）は、設計共同体において中心的役割を担う履行能力を持ち、かつ出資比率が大きい者であること。
- (ウ) 代表構成員及び構成員は、ア（ア）から（オ）に掲げる条件を全て満たす者であること。
- (エ) 構成員が単体企業若しくは他の設計共同体的構成員や協力事務所として今回のプロポーザルに参加していないこと。

(2) 配置する技術者に要求される資格は次のとおりです。

- ア 「建築設計業務等委託契約約款」第 14 条に基づく管理技術者（以下「管理技術者」という。）1 名を配置することとし、当該技術者は一級建築士であること。
- イ 管理技術者は、手持ちの業務量が当該業務の外に、件数で 10 件以上又は業務量総額が 4 億円（税込みとする。以下業務量について同じ。）を超える者を配置しないこと。
手持ちの業務量とは、公示日現在管理技術者が担当している受託金額 500 万円以上の業務（本業務を含まず、特定後未契約の業務を含む。）を言い、民間工事の設計業務を含む。
- ウ 管理技術者の下に、次表の分担業務分野に示す主任担当技術者を各 1 名配置すること。
なお、管理技術者と各主任担当技術者は、兼務していないこと。
また、主任担当技術者は他の分担業務分野の主任担当技術者を兼務していないこと。

分担業務分野	業務内容
総合	建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造、設備に関する設計をとりまとめる設計
構造	建築物の構造に関する設計
電気	建築物の電気設備、昇降機等に関する設計
機械	建築物の給排水衛生設備、空調換気設備等に関する設計

注) 主任担当技術者とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者としてします。

エ 管理技術者は参加表明者の組織（設計共同体の場合は代表構成員に限る。）に所属していること。総合の分担業務分野を担当する主任担当技術者は、参加表明者の組織（設計共同体の構成員を含む。）に所属していること。

(3) 業務の一部を再委託する場合の協力事務所に要求される資格等

この公示の日から契約までの間のいずれの日においても、町の指名除外措置を受けていないこと。
なお、総合の分担業務分野を再委託しないこと。

10 参加表明書の作成等

(1) 提出書類

ア 様式1から様式6までを作成して、担当課へ提出してください。

イ 設計共同体の場合には、様式7から様式9までを併せて担当課へ提出してください。

(2) 提出書類の作成及び記載上の留意事項

ア 様式1（参加表明書）

提出者及び作成者を記載してください。

また、提出者としての資格要件を満たしている場合は、□にチェックを記載してください。

イ 様式2（提出者（設計事務所）の経歴等）

提出者（設計共同体の場合は構成員ごと）について、次のとおり記載してください。

① 名称

提出者（設計共同体の場合は、設計共同体）の名称を記載してください。

② 提出者の業務の実績

提出者の平成21年2月以降の業務で公示日までに業務完了しているものの実績を2件記載してください。記載内容を別紙2の基準に則って評価対象とします。

設計共同体の場合は、構成員の評価点のうち高いほうの得点を、設計共同体の評価点とします。

ウ 様式3（管理技術者の経歴等）

管理技術者について、次のとおり記載してください。

① 氏名

技術者の氏名を記載してください。

② 所属、役職

技術者の所属する組織及び役職を記載してください。

③ 保有資格

技術者の保有する一級建築士の登録番号を記入するとともに、資格を証明する書類（免許証の写し等）を提出してください。

④ 業務の実績

管理技術者が担当した平成21年2月以降の業務で公示日までに業務完了しているものの実績を、2件記載してください。記載内容を別紙2の基準に則って評価対象とします。ただし、増築工事の場合は、増築部分を対象として記載し、また、複合用途の建築物の場合は、全体部分と該当部分の内訳が分かるように記載してください。

なお、再委託を受けた業務の場合、発注者欄に契約相手方を記載し、事業主を()書きしてください。

⑤ 受賞歴

建築関係建設コンサルタント業務のうち、別紙5に掲げる賞（建設することを前提としたものを対象とし、イメージ・コンペやアイデア・コンペは対象としません。）の受賞歴（以下「受賞歴」という。）があるものについて、賞の名称、受賞年月、対象施設の名称、施設用途及び規模・構造並びに従事した立場を記載するとともに、受賞実績がわかるもの（賞状のコピー、掲載された雑誌のコピー等）を添付してください。

なお、受賞歴は3件まで記載してください。ただし、同一物件において複数の機関から受賞していたとしても、1件として評価します。

⑥ 手持ち業務の状況

公示日現在の手持ち業務の状況について記載のうえ、提出してください。

手持ちの業務量とは、公示日現在管理技術者が担当している受託金額500万円以上の業務（本業務を含まず、特定後未契約の業務を含む。）を言い、民間工事の設計業務を含みます。

エ 様式4（主任担当技術者の経歴等）

主任担当技術者別に、様式3と同様に記載してください。

ただし、「③保有資格」については、技術者の保有する資格のうち、次の資格評価表に記載された当該分野の資格を記載するとともに、当該資格を証明する書類（資格者証の写し等）を添付してください。

分担業務分野	評価する技術者資格（評価順）
総合	一級建築士
	二級建築士
構造	構造設計一級建築士
	一級建築士
	二級建築士
電気	設備設計一級建築士
	建築設備士、技術士、一級建築士
	一級電気工事施工管理技士
	二級電気工事施工管理技士
機械	設備設計一級建築士
	建築設備士、技術士、一級建築士
	一級管工事施工管理技士
	二級管工事施工管理技士

また、「⑤受賞歴」については、総合主任担当技術者についてのみ記載してください。

オ 様式5（協力事務所の名称等）

業務の一部を再委託する場合には、協力事務所の名称、再委託する理由及び内容等を様式に従い記入してください。（主任担当技術者の記載を求めない分野を再委託する場合においても記入してください。）

カ 様式6（業務実施方針及び手法）

(書式 A4 版 1 枚、字の大きさ 10 ポイント、図化表現可能) (ア) ~ (エ) の 4 つのコンセプトに対応した計画の考え方と具体的な機能配置のアイデアについて明確に記述してください。

(ア) 防災機能：多様な現れを示す災害に対して、地域の人々の安全を保障する避難場所であること。

(イ) コミュニティ機能：災害の無い通常時には、町民が自ら支え合える、親しみやすく使いやすい場所であること。

(ウ) 象徴的機能：熊野町東部地域の豊かな自然・文化、周辺環境となじみ、地域のシンボルとして長く愛される魅力ある建物となること。

(エ) 経済性・現実性：難しい経済状況の中で、求められた予算・性能・工期を満足すること。

また、この様式の添付書類として別に A4 版 1 枚に、総合担当技術者の過去の実績 1 作品を示してください(書式等は自由)

キ 様式 7 (設計共同体結成届)

設計共同体でプロポーザルに参加する場合(以下「設計共同体の場合」という。)に作成してください。

ク 様式 8 (設計共同体協定書)

設計共同体の場合には協定を締結することとし、協定書の写しを提出してください。

ケ 様式 9 (設計共同体の取組体制)

設計共同体の場合、構成員の担当する業務内容を明確に記述してください。

(3) 参加表明書の提出

ア 受付期間

平成 31 年 2 月 5 日(火) から平成 31 年 3 月 15 日(金) まで

イ 提出部数等

様式 1~5 を 1 部(左綴じ)、様式 6 を 20 部及び、電子データ(PDF)を CD-R に保存したもの 1 部を揃えて、担当課へ持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。以下同じ。)してください。提出に要する費用の負担は提出者の負担となります。

持参される場合は受付期間の熊野町の休日を定める条例(平成元年熊野町条例第 14 号)に基づく町の休日(以下「休日」という。)を除く毎日 9 時から 17 時まで。(郵送の場合には 3 月 15 日(金) 必着とします。)

11 技術提案書の提出者の選定

建築設計者選定委員会で、提出された参加表明書の評価を行い、技術提案書の提出者を選定します。選定の結果は、建築設計者選定委員会終了後、提出者全員に通知します。

(1) 選定のための基準等

ア 技術提案書の提出者を選定するための基準

別紙 2 「技術提案書の提出者を選定するための基準」のとおりです。

イ 技術提案書の提出者の選定数等

技術提案書の提出者は 5 者程度を選定します。

(2) 選定結果の通知

平成 31 年 3 月 26 日

選定された提出者には、直接通知します。

(3) 非選定理由に関する事項

ア 選定されなかった者は、選定結果を公表した日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、書面（様式は自由）により、町長に対して非選定理由について説明を求めることができます。

イ アの回答は、説明を求めることが出来る最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行います。

ウ 非選定理由の説明を求める書面の受付場所及び受付時間は以下のとおりです。

（ア）受付場所 担当課に同じ

（イ）受付時間 9時から17時まで

エ 非選定結果（選定された提出者名、全ての提出者の評価基準毎の点数等）は、町ホームページに掲載し公表（別紙6）することとしています。

12 技術提案書の作成等

(1) 提出書類

9（2）により選定の通知を受けた者で、技術提案書の提出を希望する者は、様式10及び様式11を作成して、担当課へ提出してください。

なお、様式10、様式11には、各1部の裏面に提出者名を記載することとし、残りの9部及び全ての表面には提出者（協力事務所を含む。）を特定することができる内容の記述（具体的な社名等）はしないでください。

(2) 提出書類の作成及び記載上の留意事項

各様式とも1枚に収めてください。書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によってください。文章の文字サイズは10ポイント以上、イメージ図等の注釈は6.0ポイント程度以上とし、判読できるものとしてください。

様式11の作成に当たっては、文章を補完するためのイメージ図、模式図、概念図や、既存建築物の写真等の使用は認めます。（引用した既存建築物の名称は具体的に記入してください。）

提出書類について、この説明書及の書式に示された条件に適合しない場合は減点または無効とすることがあります。

ア 様式10（技術提案書）

イ 様式11

（書式A3版3枚、字の大きさ10ポイント、図化表現可能）

1枚目：業務の実施方針、取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項及びコスト管理に関する工夫及び管理方針

2枚目：ア．災害に強いまちづくりを加速、エ．実現性の高いライフサイクルコストの縮減策

3枚目：イ．地域力の強化を育む空間づくり、ウ．美しいまちづくりの推進

それぞれのコンセプトに適合する内容について図等を用いて簡潔に記述してください。

なお、模型の作成は必要ありませんが、制作を妨げるものではありません。

技術提案書の提出者が、他の建設コンサルタント等の協力を得て、又は学識経験者の援助を受けて業務を実施する場合には、技術提案書にその旨を明記してください。

(3) 競争的対話

一次審査通過者については、審査の過程での評価ポイントや、技術提案書をまとめる際に、課

題となりそうな点について、審査委員の一部の同席のもと意見交換を行う競争的対話を行います。他者にそれぞれの戦略が共有されないように、各者時間を区切って個別に実施します。

実施予定日 平成 31 年 4 月 3 日（水）5 区分

旅費については、提出者の負担となります。

（４）技術提案書の提出

ア 受付期間

平成 31 年 4 月 22 日（月）から平成 31 年 4 月 24 日（水）まで

イ 提出部数等

様式 10 は 1 部、様式 11 は 20 部（左綴じ、カラー使用可）及び、電子データ（PDF）を CD-R に保存したもの 1 部を揃えて、担当課へ持参又は郵送してください。ただし、提出に要する費用の負担は提出者の負担となります。

持参される場合は、アの受付期間のうち休日を除く毎日 9 時から 17 時までとします。（郵送の場合は 4 月 24 日（水）必着）

13 技術提案書の特定

建築設計者選定委員会で、提出された技術提案書の評価を行い、設計者の候補者（以下「候補者」という。）として、特定者 1 名、次点者 1 名を特定します。特定の結果は、建築設計者選定委員会終了後、提出者全員に通知します。

（１）ヒアリングの実施

平成 31 年 4 月 26 日（金）

提出された技術提案書をもとにヒアリングを行います。なお、ヒアリングは公開で行います。

また、ヒアリングの日時、場所等は技術提案書の提出者に別途連絡します。

ヒアリングを行った者には、ヒアリングにおける技術提案書のプレゼンテーション及びその準備に係る費用として、30 万円を支払います。ただし、設計者として契約を締結した者、失格者及びヒアリングを辞退した者は除きます。

（２）技術提案書を特定するための評価基準

別紙 3 「技術提案書を特定するための評価基準」のとおりです。

（３）特定結果の通知

平成 31 年 5 月上旬

特定結果及び特定された技術提案書の一部（様式 11）は、町ホームページに掲載し公表（別紙 7）することとしています。

なお、候補者に対する通知は、設計者として決定したものではありません。

（４）非特定理由に関する事項

ア 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を書面により通知します。

イ アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 7 日（休日を含まない。）以内に、書面（様式は自由）により、町長に対して非特定理由について説明を求めることができます。

ウ イの回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して 10 日以内に書面によって行います。

エ 非特定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は次のとおりです。

(ア) 受付場所 担当課に同じ

(イ) 受付時間 9時から17時まで

14 契約書作成の要否等

- (1) 本業務の契約は、町と設計者の2者契約とし、候補者とは見積もり合わせのうえ、契約書を作成するものとします。契約書(案)及び建築設計業務特記仕様書(案)は別紙8及び別紙9のとおりです。
- (2) 本業務の参考業務規模は、32百万円程度(税抜き)を想定しています。

15 その他の留意事項

- (1) 本業務によって設計される工事については、予算の範囲内で工事監理を委託する予定としていません。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 業務の実績及び過去の受賞歴については、日本国内の業務の実績及び受賞歴をもって判断するものとします。
- (4) 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び技術提案書の提出者として選定された旨の通知を受けなかった場合は、技術提案書を提出できないものとします。
- (5) 参加表明書及び技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (6) ヒアリングを行った者には、ヒアリングにおける技術提案書のプレゼンテーション及びその準備に係る費用として、30万円を支払います。ただし、設計者として契約を締結した者、失格者及びヒアリングを辞退した者は除きます。
- (7) 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しません。
- (8) 提出された技術提案書の著作権は、その提出者に帰属することとします。
- (9) 提出された参加表明書は、技術提案書の提出者の選定以外に提出者に無断で使用しません。
なお、選定に必要な範囲において複製を作成することがあります。
- (10) 提出された技術提案書の一部(様式11)は、技術提案書の特定後、特定及び次点に限らず、すべてについて、制作者のノウハウに留意を払いながらその概要を町ホームページ、並びに計画している記録誌等に掲載することとしています。特定(次点も含む。)されなかった技術提案書の町ホームページ等への掲載について、どうしても承諾出来ない場合には、その旨を技術提案書(様式10)に明記してください。
- (11) 参加表明書及び技術提案書の提出は、1参加企業につき1申請(設計共同体の場合は1設計企業体について1申請)とします。
- (12) 提出期限以降における参加表明書及び技術提案書の差替え及び再提出は認めません。
また、参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定技術者は、原則として変更できません。ただし、病気、死亡、退職等のやむをえない理由が生じた場合には、変更できるものとするが、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければなりません。
- (13) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載があった場合には、参加表明書又は技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名除外を行うことがあります。
- (14) 施設管理者へ電話等により直接問い合わせることは厳に禁止します。

- (15) 本業務を受注した建設コンサルタント等（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。）が製造業及び建設業と資本・人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業及び建設業の企業は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請負うことはできません。
- (16) 本建築設計者選定委員会の委員及び委員が関係する建築士事務所に所属する者は、本プロポーザルに参加できないこととします。
- (17) 提出者（提出を予定している者を含む。）又はその関係者は、技術提案書の提出者の選定及び技術提案書の特定に関して、建築設計者選定委員会の委員に接触することを禁止し、接触の事実が認められた場合には、失格とすることがあります。
- (18) 本業務は、プロポーザル方式により設計者を選定するものであるため、具体的な設計内容は、技術提案書に記載された内容を反映しつつ発注者との協議に基づいて決定するものとします。
- (19) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、事業計画の変更又は中止をする場合があります。この場合、参加者に対して町は一切の責任を負わないものとします。
- (20) 既存施設の東公民館及び東部地域健康センターについては、別紙 11「既存施設概略平面図」を参考資料として下さい。
- (21) 熊野町の「建築一般」又は「意匠」の部門に係る一般競争又は指名競争入札参加資格の認定を受けていない場合は、測量及び建設コンサルタント等業務競争入札参加資格申審査に必要な書類を町ホームページからダウンロードし、必要事項を記入したうえで必要書類を添付した申請書を、総務部財務課に提出してください。提出書類を審査したうえで、資格要件を満たす場合は入札参加資格の認定を行います。

記入要領等不明な点がある場合には、熊野町総務部財務課契約管財グループ（082-820-5632）にお問い合わせください。

HP : <http://www.town.kumano.hiroshima.jp/www/contents/1492064980089/index.html>

様式 1

参加表明書

業務名 東部地域防災センター(仮称)新築工事に伴う基本・実施設計業務

標記業務の技術提案書に基づく選定への参加を、標記業務の説明書等の内容を十分に了解した上で、希望します。

平成 年 月 日

熊野町長 様

設計共同体で参加を希望される
場合の提出者については、設計
共同体結成届（様式 7）の事例
を参考に作成してください。

(提出者) 住 所
提出者名 ○○○○一級建築士事務所
事務所登録番号
代表者 役職名 氏 名 ㊟

(作成者) 担当部署
氏 名
電 話
F A X
E-mail

- ※ 資格要件を満たしている場合は、□にチェックをしてください。
- 提出者（設計企業体の場合は、代表構成員及び構成員共に）は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者である。
 - 提出者（設計企業体の場合は、代表構成員及び構成員共に）は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は会社更生法（昭和 14 年法律第 154 号）の適用を申請した場合、裁判所からの更生手続開始決定がされている者である。
 - 提出者（設計企業体の場合は、代表構成員及び構成員共に）は、熊野町の指名除外措置を受けていない。

(注) 用紙は、日本工業規格 A 列 4 とする。

提出者（設計事務所）の経歴等

【提出者名：

】

① ふりがな 名 称							
② 提出者（設計事務所）の設計業務の実績 平成21年2月以降に完了した設計業務の実績							
業務名	発注者	受注形態	業務概要				完了年月
			施設用途	種別	延べ面積	構造階数	
	()	・単体 ・共同体 ()					
	()	・単体 ・共同体 ()					

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

証明者 所在地

商号又は名称

事務所登録番号

代表者 職 氏名

印

注意事項

- 設計共同体的場合は、構成員ごとに作成してください。
- 発注者について、再委託を受けた業務の場合は、契約相手方を記載し、() 内に事業主を記載してください。
- 受注形態について、単独又は共同体の該当するほうに○をつけてください。また、共同体の場合は、() 内に他の構成員を記載してください。
- 証明者は、提出者（共同体の場合は代表構成員）で構いません。
- 種別には新築増改築、改修等の別を明記してください。

(注) 用紙は、日本工業規格A列4とする。

様式3
管理技術者の経歴等

【提出者名： _____】

① ふりがな 氏名							
② 所属・役職							
③ 保有資格 ・一級建築士 (登録番号： _____) (取得年月日： _____年 _____月 _____日)							
④ 管理技術者の設計業務の実績 (平成21年2月以降の設計業務で公示日までに業務完了したもの)							
業務名	発注者	受注形態 ()	業務金額 (千円)	業務概要			業務完了 年 月
				施設用途	延べ面積	構造階数	
		単体 共同体 ()			【 _____ 】		
					()として従事		
		単体 共同体 ()			【 _____ 】		
					()として従事		
⑤ 受賞歴							
実施機関名	賞の名称	受賞年月日	対象施設の名称	施設用途 規模・構造	従事した立場		
					・管理技術者 ・主任担当技術者		
					・管理技術者 ・主任担当技術者		
					・管理技術者 ・主任担当技術者		
⑥ 手持ち業務の状況 (公示日現在の手持ちの設計業務) 手持ち設計業務の合計 受託業務件数 () 件 受託業務金額 () 千円							
業務名	発注者	受注形態 ()	業務金額 (千円)	業務概要			履行期間
				施設用途	延べ面積	構造階数	
		単体 共同体 ()			()として従事		
		単体 共同体 ()			()として従事		
		単体 共同体 ()			()として従事		
		単体 共同体 ()					

上記のとおり相違ありません。

平成 _____年 _____月 _____日

証明者 所在地

商号又は名称

代表者 職 氏名

Ⓜ

注意事項

④及び⑦の受注形態が共同体の場合は、()内に他の構成員を記載してください。

④が複合用途の場合は、業務概要の延べ面積横に【 _____ 】書き内数で同種業務用途部分の延べ面積を記入して下さい。また、()として従事の欄には、管理技術者、主任担当技術者、担当技術者の別を記入すること。

⑤受賞歴は、受賞実績(賞状の写し等)を添付してください。

証明者は、提出者(現在の所属組織)で構いません。

(注) 用紙は、日本工業規格A列4とする。

様式 4

主任担当技術者の経歴等

【提出者名： _____】

(分担業務分野： _____)

①	ふりがな 氏 名						
②	所属・役職						
③ 保有資格	資格名称	登録番号		取得年月日			
				年 月 日			
				年 月 日			
④	主任担当技術者の設計業務の実績 (平成 21 年 2 月以降の業務で公示日までに業務完了したもの)						
業務名	発注者	受注形態	業務金額 (千円)	業務概要			業務完了 年 月
				施設用途	延べ面積	構造階数	
		単体 共同体 ()			【 】		
		単体 共同体 ()			()として従事		
		単体 共同体 ()			【 】		
		単体 共同体 ()			()として従事		
⑤	受賞歴						
実施機関名	賞の名称	受賞年月日	対象施設の名称	施設用途 規模・構造	従事した立場		
					・管理技術者 ・主任担当技術者		
					・管理技術者 ・主任担当技術者		
					・管理技術者 ・主任担当技術者		

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

証明者 所在地
商号又は名称
代表者 職 氏名 ㊞

注意事項

- ③保有資格については、その資格を証明する書類（免許書の写し等）を添付してください。
- ④の受注形態が共同体の場合、() 内に他の構成員を記載してください。
- ④が複合用途の場合は、業務概要の延べ面積横に【 】書き内数で同種業務用途部分の延べ面積を記入して下さい。また、()として従事の欄には、管理技術者、主任担当技術者、担当技術者の別を記入すること。
- 証明者は、提出者（現在の所属組織）で構いません。

(注) 用紙は、日本工業規格 A 列 4 とする。

様式 5

協力事務所の名称等

【提出者名：

】

協力事務所	名称		代表者名	
	所在地			
分担業務分野				
再委託する理由及び内容				

協力事務所	名称		代表者名	
	所在地			
分担業務分野				
再委託する理由及び内容				

協力事務所	名称		代表者名	
	所在地			
分担業務分野				
再委託する理由及び内容				

協力事務所	名称		代表者名	
	所在地			
分担業務分野				
再委託する理由及び内容				

(注) 用紙は、日本工業規格 A 列 4 とする。

業務実施方針及び手法

記入上の注意

(1) 業務の実施方針，取組体制，設計チームの特徴について簡潔に記載してください。

記入上の注意

(1) 特に重視する設計上の配慮事項（4つのコンセプトに対応した計画の考え方と具体的な機能配置のアイデア）を明確に記載してください。

(2) 提出者（協力事務所を含む）を特定することができる内容（具体的な社名等）は記載しないでください。

(3) 外枠及び内枠の罫線は，削除も含め自由に設定することが可能です。

(4) 様式は縦横どちらで記載しても構いません。

(5) 用紙は，日本工業規格A列4片面1枚とし，字の大きさは10ポイント以上，また，図化表現を可能とします。

※提出の際は本注意書きは消去してください。

様式 7

設計共同体結成届

平成 年 月 日

熊野町長 様

〇〇〇〇設計業務

〇〇・△△設計共同体

設計共同体代表構成員の (住所)

住所、商号又は名称 (商号又は名称)

及び代表者氏名 (代表者氏名 印)

設計共同体構成員の (住所)

住所、商号又は名称 (商号又は名称)

及び代表者氏名 (代表者氏名 印)

この度、東部地域防災センター(仮称)新築工事に伴う基本・実施設計業務公募型プロポーザルに参加するため、設計共同体を結成したので、設計共同体協定書を添えて届け出ます。

なお、この届け及び添付書類のすべての記載事項は、事実に相違ないことを誓約します。

(注) 用紙は、日本工業規格 A 列 4 とする。

設計共同体協定書

(目的)

第 1 条 当該設計共同体は、次の業務（以下「本業務」という。）を共同連帯して行うことを目的とする。

- 一 熊野町（以下「発注者」という。）の発注する〇〇〇〇設計委託
- 二 前号に附帯する業務

(名称)

第 2 条 当該設計共同体は、〇〇〇〇設計委託〇〇・△△設計共同体（以下「共同体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第 3 条 共同体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第 4 条 共同体は本協定の締結日に成立したものとする。

- 2 本業務を受託したときは、共同体は、本業務の委託契約の履行後、発注者の承諾を得るまでの間は解散することはできない。
- 3 本業務を受託することができなかつたときは、共同体は前項の規定にかかわらず、本業務に関する委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第 5 条 共同体の構成員は、次のとおりとする。

- 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
- 〇〇株式会社
- △△県△△市△△町△△番地
- △△株式会社

(代表者の名称)

第 6 条 共同体は、〇〇株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第 7 条 共同体の代表者は、本業務の履行に関し、共同体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託料（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

- 2 構成員は、成果物（契約書に規定する指定部分に関する成果物及び部分引渡しに関する成果物を含む。）等について、契約日以降著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 章及び第 3 章に規定する著作者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、共同体の代表者である企業に委任するものとする。なお、共同体の解散後、共同体の代表者である企業が破産又は解散した場合

においては、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である企業が委任するものとする。

(分担業務)

第8条 構成員の本業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

〇〇の〇〇業務 〇〇株式会社

△△の△△業務 △△株式会社

(構成員の出資の割合)

第9条 構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、本業務について発注者との契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇株式会社 〇%

△△株式会社 〇%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第10条 共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第11条 各構成員は本業務の委託契約の履行に際し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第12条 共同体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第13条 共同体は、業務完了の都度当該業務について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第14条 決算の結果利益を生じた場合には、第9条に規定する出資の割合により、構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第15条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第9条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第16条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

- 2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき運営委員会で協議するものとする。
- 3 前2項の規定は、いかなる意味においても第11条に規定する共同体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第17条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退)

第18条 構成員は、共同体が本業務を完了する日までは脱退することはできない。

(解散後のかし担保責任)

第19条 共同体が解散した後においても、本業務につきかしがあったときは、構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第20条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇株式会社と△△株式会社は、上記のとおり〇〇〇〇設計委託〇〇・△△設計共同体協定を締結したので、その証拠として協定書2通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

〇年〇月〇日

所 在 地

商号又は名称

代 表 者

⑩

所 在 地

商号又は名称

代 表 者

⑩

設計共同体の取組体制

【提出者名：

】

区 分		代表構成員	代表構成員を除く構成員	(協力事務所)
管理技術者		所属： 氏名：		
分担業務分野	総合			
	構造			
	電気			
	機械			

担当分野ごとに、代表構成員・代表構成員を除く構成員・(協力事務所) の欄に所属及び担当者氏名を記入してください。

(注) 用紙は、日本工業規格A列4とする。

様式 10

技術提案書

業務名 東部地域防災センター(仮称)新築工事に伴う基本・実施設計業務

平成 年 月 日付で提出要請のあったこの業務について、技術提案書を提出します。

平成 年 月 日

熊野町長 様

(提出者) 住 所

提出者名 ○○○○一級建築士事務所

代表者 役職名 氏 名 ⑩

(作成者) 担当部署

氏 名

電 話

F A X

E-mail

設計共同体で参加を希望される
場合の提出者については、設計
共同体結成届（様式7）の事例
を参考に作成してください。

特定（次点も含む。）されなかった技術提案書の町ホームページへの掲載等を、承諾しない場合には、その旨を明記してください。

（掲載等を承諾しない旨の記載がない場合は、承諾したものとみなします。）

（注）用紙は、日本工業規格A列4とする。

「〇〇〇〇」及び「〇〇〇〇」についての提案

- ※1 12 技術提案書の作成等 (2) 提出書類の作成及び記載上の留意事項 イ 様式 11 (業務実施方針及び手法) に従ってください。
- 1 枚目：業務の実施方針、取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項及びコスト管理に関する工夫及び管理方針
- 2 枚目：ア. 災害に強いまちづくりを加速、エ. 実現性の高いライフサイクルコストの縮減策
- 3 枚目：イ. 地域力の強化を育む空間づくり、ウ. 美しいまちづくりの推進に関する内容について図等を用いて簡潔に記述してください。
- ※2 提出者 (協力事務所を含む) を特定することができる内容 (具体的な社名等) を記載しないでください。
- ※3 必要であれば枠はとって構いません。

(注) 用紙は、日本工業規格 A 列 3 とする。

別紙 1

熊野町建築設計者選定委員会委員一覧

委員区分	氏 名	役 職 等	専門分野
外部委員	山本 理顕	建築家 名古屋造形大学 学長	建築デザイン
外部委員	村上 徹	建築家 広島工業大学 名誉教授	建築デザイン
外部委員	小野田 泰明	東北大学大学院 教授	建築計画
外部委員	的場 弘明	広島県 土木建築局 営繕課長	建築行政
内部委員	内田 充	熊野町 副町長	

技術提案書の提出者を選定するための基準
(用途：集会場・指定避難所)

評価項目	評価の着目点			配点 (評価のウェイト)		
	判断基準			小計		
参加表明書	提出者の平成 21 年 2 月以降の業務の実績 (過去 10 年間の実績のうち 2 件を評価対象とする。)	業務の実績について次の順で評価する。 町等※ ¹ から受注した設計の実績を 2 件 ① 設計対象面積 800 m ² 以上 ② 設計対象面積 800 m ² 未満 ※1 町等とは、国、都道府県、市町村とする。			2	
	技術者の資格	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。	主任担当技術者	総合	1	
				構造	0.5	
				電気	0.5	
				機械	0.5	
	技術者の平成 21 年 2 月以降の業務の実績 (過去 10 年間の実績のうち 2 件を評価対象とする。)	業務の実績について次の順で評価する。 次の設計の実績※ ¹ を 2 件 ① 設計対象面積 800 m ² 以上 ② 設計対象面積 800 m ² 未満 上記に加え、実績の立場を次の順で評価する。 ● 管理技術者の場合 ① 管理技術者又はこれに準ずる立場 ② 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③ 担当技術者又はこれに準ずる立場 ● 主任担当技術者の場合 ① 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ② 担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者		1.5	
主任担当技術者			総合	1		
			構造	0.5		
			電気	0.5		
		機械	0.5			
過去の受賞歴	主任担当技術者以上の立場で携わった受賞歴の回数を評価する。	管理技術者		1.0		
		主任担当技術者	総合	0.5		
業務における総合的な提案内容	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の理解度及び取組意欲 業務内容、業務背景、手続の理解度及び積極性 ・業務の実施方針 業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等(ただし、特定テーマに対する内容を除く。)の的確性、独創性、実現性 ・特定テーマに対する簡易提案 次の(ア)～(エ)のテーマに対する簡易提案の的確性(与条件との整合性がとれているか等)、独創性(工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等)、実現性(提案内容が理論的に裏づけされており、説得力のある提案となっているか等) (ア) 防災機能：多様な現れを示す災害に対して、地域の人々の安全を保障する避難場所であること。 (イ) コミュニティ機能：災害の無い通常時には、町民が自ら支え合える、親しみやすく使いやすい場所であること。 (ウ) 象徴的機能：熊野地域東部地区の豊かな自然・文化、周辺環境となじみ、地域のシンボルとして長く愛される魅力ある建物となること。 (エ) 経済性・現実性：難しい経済状況の中で、求められた予算・性能・工期を満足すること。 			90		
				10 (10%)		
				90 (90%)		

※ 1 町等とは、国、都道府県、市町村とする。

技術提案書を特定するための評価基準

(用途：集会場・指定避難所)

評価項目	評価の着目点	
技術提案書	特定テーマに対する技術提案	<p>次の(ア)～(エ)のテーマに対する簡易提案の的確性(与条件との整合性がとれているか等), 独創性(工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等), 実現性(提案内容が理論的に裏づけされており, 説得力のある提案となっているか等)</p> <p>1 枚目: 業務の実施方針、取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項及びコスト管理に関する工夫及び管理方針</p> <p>2 枚目: ア. 災害に強いまちづくりを加速、エ. 実現性の高いライフサイクルコストの縮減策</p> <p>3 枚目: イ. 地域力の強化を育む空間づくり、ウ. 美しいまちづくりの推進</p> <p>それぞれのコンセプトに適合する内容について</p>

上記に記載の評価項目に係る評価の着目点に基づき、総合的に評価する。

1 次審査及び 2 次審査評価要領
【東部地域防災センター(仮称)新築工事に伴う基本・実施設計】

1 業務実施上の条件

次の場合は、非適合とする。

- (1) 管理技術者が一級建築士でない場合
- (2) 管理技術者及び総合主任担当技術者が、技術提案書の提出者の組織に属していない場合（設計共同体の場合に、管理技術者が代表構成員の組織に属していない場合も含む。）
- (3) 管理技術者が 1 名でない場合
- (4) 記載を求めた各主任担当技術者が各 1 名でない場合
（必要に応じて新たな分担業務分野を追加することは支障がない。）
- (5) 管理技術者が、記載を求めた主任担当技術者を兼務している場合
また、記載を求めた主任担当技術者が、記載を求めた他の分担業務分野の主任担当技術者を兼任している場合
- (6) 協力事務所等（構成員含む）が指名除外期間である場合
- (7) 総合の分担業務分野を再委託した場合
- (8) 入札参加資格の認定を受けていない場合で、担当課の入札参加資格認定の審査の結果、資格認定がされなかった場合
- (9) その他、設定した条件を満たしていない場合

2 提案者の選定について

- (1) 技術提案書の提出者の選定について
「3 参加表明書の評価基準について」により、設計者選定委員会において、5 者程度を選定する。
- (2) 技術提案書の特定について
「5 技術提案書の特定基準について」により、技術提案書及びヒアリングによる評価を行い、設計者選定審査委員会において、候補者 1 名、次点者 1 名を特定する。
- (3) 特定結果の公表について
特定結果については、別紙 7 のとおり、町ホームページで公表する。

3 参加表明書の評価基準について 【別紙 2（1 次審査の評価基準）】

参加表明書の評価点について

- ※ 当該プロポーザル参加者の技術力、資格、実績に関する評価点の算定は、評価係数×配点とする。
- ※ 業務における総合的な提案内容に関する評価点は、審査員が合議の上決定する。

(1) 提出者の技術力

ア 平成 21 年 2 月以降の業務の実績

事務所が過去 10 年間（平成 21 年 2 月以降）に、町等から受注した設計業務の実績を 2 件、次の順で評価する。

※ 町等とは、国、都道府県、市町村とする。

	評価基準	評価係数
①	設計対象面積 800 m ² 以上	1.0
②	設計対象面積 800 m ² 未満	0.5

実績については、

1 件ごとの実績に応じて、(ア)*1/2 により算出した値（四捨五入により小数第 2 位までとする。）を合計した値を「平成 21 年 2 月以降の業務の実績」の評価係数とする。

(2) 技術者の資格

次の表により評価する。

分担業務分野	評価する技術者資格	評価係数
総合	一級建築士	1.0
	二級建築士	0.4
	その他	0.2
構造	構造設計一級建築士	1.0
	一級建築士	0.8
	二級建築士	0.4
	その他	0.2
電気	設備設計一級建築士	1.0
	建築設備士 技術士 一級建築士	0.8
	一級電気工事施工管理技士	0.4
	二級電気工事施工管理技士	0.2
	その他	0.2
機械	設備設計一級建築士	1.0
	建築設備士 技術士 一級建築士	0.8
	一級管工事施工管理技士	0.4
	二級管工事施工管理技士	0.2
	その他	0.2

※ 海外の資格については、当該資格と同等であると判断できる説明資料が提出された場合、上表の当該資格と同等の評価係数を付すこと。

※ また、評価係数の重複カウントはしない。（分担業務分野における技術者の有する資格の最も高い評価係数をカウントする。）

(3) 技術者の実績

ア 平成 21 年 2 月以降の業務の実績

技術者の平成 21 年 2 月以降の業務の実績で、地域コミュニティ施設と避難所機能を加味された、設計業務の実績を 2 件、次の順で評価する。

	評価基準	評価係数
①	設計対象面積 800 m ² 以上	1.0
②	設計対象面積 800 m ² 未満	0.5

イ 携わった立場

過去の実績での立場	管理技術者の実績評価の場合	主任担当技術者の実績評価の場合
管理技術者又はこれに準ずる立場	1.0	1.0
主任担当技術者又はこれに準ずる立場	0.5	1.0
担当技術者の立場	0.25	0.5

※ 当該実績の主たる分担業務分野が、本業務での分担業務分野と同じ場合に限る。

実績については、

1件ごとの実績に応じて、 $((ア) \times (イ)) \times 1/2$ により算出した値（四捨五入により小数第2位までとする。）を合計した値を「平成21年2月以降の業務の実績」の評価係数とする。

ウ 過去の受賞歴（管理技術者及び総合主任担当技術者）

管理技術者及び総合主任担当技術者のみについて、主任担当技術者以上の立場で携わった受賞歴の回数を評価する。

なお、受賞歴の評価に当たっては、日本国内のものに限り、必ず当該受賞者の受賞実績がわかるもの（賞状のコピー、掲載された雑誌のコピー等）の提出を求め、公的・公益的機関による賞であり、建築関係コンサルタント業務に関する賞であるか等、内容を確認すること。

評価基準	特に評価する賞の受賞歴 1回以上	特に評価する賞の受賞歴 0回
受賞歴3回以上	1.0	0.6
受賞歴2回	0.8	0.4
受賞歴1回	0.6	0.2

※ 建築業界における公的又は公益的機関の主たる賞については、次のとおり。

主催者	賞名称
一般社団法人日本建築学会	日本建築学会賞（作品）
	日本建築学会作品選奨
	日本建築学会作品選集新人賞
公益社団法人日本建築家協会	日本建築大賞
	日本建築家協会賞
	J I A新人賞
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	日事連建築賞・国土交通大臣賞
	日事連建築賞・日事連会長賞
	日事連建築賞・優秀賞
公益社団法人日本建築士会連合会	日本建築士会連合会賞・優秀賞
	日本建築士会連合会賞・奨励賞
一般社団法人日本建設業協会（旧社団法人建築業協会）	B C S賞
一般社団法人公共建築協会	公共建築賞
	公共建築賞・特別賞
	公共建築賞・優秀賞

※ 上記の内、特に評価する賞は、次のとおり。

主催者	賞名称
一般社団法人日本建築学会	日本建築学会賞（作品）
公益社団法人日本建築家協会	日本建築大賞
	J I A新人賞
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	日事連建築賞・国土交通大臣賞
一般社団法人公共建築協会	公共建築賞

(4) 業務における総合的な提案内容

提出された業務実施方針及び手法の内容を踏まえ、判断基準に基づいて審査委員の合議により評点

を付ける。

ただし、提案内容に漏れがある場合は失格とする。

4 技術提案書の特定基準について【別紙3（2次審査の評価基準）】

提出された技術提案書の内容を踏まえ、審査委員の評価により総合的に判断を行い、設計者の候補者（以下「候補者」という。）として、特定者1名、次点者1名を特定します。

建築業界における公的又は公益的機関の主たる賞について

主 催 者	賞 名 称
一般社団法人日本建築学会	日本建築学会賞（作品）
	日本建築学会作品選奨
	日本建築学会作品選集新人賞
公益社団法人日本建築家協会	日本建築大賞
	日本建築家協会賞
	J I A新人賞
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	日事連建築賞・国土交通大臣賞
	日事連建築賞・日事連会長賞
	日事連建築賞・優秀賞
公益社団法人日本建築士会連合会	日本建築士会連合会賞・優秀賞
	日本建築士会連合会賞・奨励賞
一般社団法人日本建設業連合会	B C S 賞
一般社団法人公共建築協会	公共建築賞
	公共建築賞・特別賞
	公共建築賞・優秀賞

※ 上記以外の賞については、F A X又は電子メールで、担当課へ問い合わせてください。

担当課 熊野町建設部開発指導課（営繕グループ）

電話：082-820-5638 FAX：082-854-8009

電子メール：kaihatsu@town.kumano.lg.jp

東部地域防災センター(仮称)新築工事に伴う公募型建築プロポーザル技術提案書の提出者の選定結果

《技術提案書の提出者の選定》

※5 者程度を選定する。

受付 番号	提出者名	業務 の 実績	技術者 の 資格	設計業務 の 実績	過去 の 受賞歴	業務の理解 度及び取組 み意欲	業務の実施 方針	特定テーマ				合計	順位	摘要
								防災機能	コミュニ ティ機能	象徴的機能	経済性 現美性			
		2.0	2.5	4.0	1.5			90.0			100.00			
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														

東部地域防災センター(仮称)新築工事に伴う公募型建築プロポーザル(審査結果)

1 審査結果

提出者名	備考
	特定者
	次点者

2 提出者数

--

3 審査日(熊野町建築設計者選定委員会)

第1回	平成31年1月23日
第2回	平成31年3月25日
第3回	平成31年4月26日

建築設計業務等委託契約書

- 1 委託業務の名称
- 2 委託業務の場所
- 3 履行期間 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日
- 4 業務委託料 _____ ¥ _____
(うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額 _____ ¥ _____)
- 5 契約保証金 _____
- 6 特約事項

上記の業務委託について、発注者と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別紙の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、当事者記名・押印の上、各自その 1 通を所持する。

平成 年 月 日

発注者 住所 広島県安芸郡熊野町中溝一丁目 1 番 1 号
熊野町
氏名 熊野町長 三村 裕史 印

受注者 住所 (受注者の住所)
氏名 (受注者の氏名) 印

注 4 () の部分は、受注者が課税業者である場合に使用する。

建築設計業務等委託契約約款

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下「設計図書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、業務委託料を支払うものとする。
- 3 発注者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受注者又は第14条に定める受注者の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受注者は、この約款若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単価は、設計図書に特別に定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 8 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟の提起又は調停（第55条の規定に基づき、発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この約款に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注

者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

- 3 発注者及び受注者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(業務工程表の提出)

- 第3条 受注者は、この契約締結後14日（発注者が認める場合は、その日数）以内に設計図書に基づいて業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受領した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。
- 3 この約款の他の条項の規定により履行期間又は設計図書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。
- 4 業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。
- 5 第1項の規定に基づく業務工程表の提出は、発注者が必要と認めたときは、免除することができる。

(契約の保証)

- 第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保証証券を発注者に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) この契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結。
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（本項及び第4項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に

代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

- 4 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。
- 5 第1項の規定に基づく契約の保証は、発注者が必要がないと認めるときは、免除することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第6条 受注者は、業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

- 2 受注者は、発注者の承諾なく、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

(著作権の譲渡等)

第7条 受注者は、成果物（第40条第1項の規定により準用される第34条に規定する指定部分に係る成果物及び第40条第2項の規定により準用される第34条に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下本条から第10条までにおいて同じ。）又は成果物を利用して完成した建築物（以下「本件建築物」という。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る著作権法第2章及び第3章に規定する著作物の権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。以下本条から第10条までにおいて「著作権等」という。）のうち受注者に帰属するもの（著作権法第2章第2款に規定する著作人人格権を除く。）を当該成果物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。

(著作人人格権の制限)

第8条 受注者は、発注者に対し、次の各号に掲げる行為をすることを許諾する。この場合において、受注者は著

作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。

- (1) 成果物又は本件建築物の内容を公表すること。
- (2) 本件建築物の完成、増築、改築、修繕、模様替、維持、管理、運営、広報等のために必要な範囲で、成果物を発注者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変、その他の修正をすること又は発注者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。
- (3) 本件建築物を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
- (4) 本件建築物を増築し、改築し、修繕若しくは模様替により改変し、又は取り壊すこと。

2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾又は合意を得た場合はこの限りでない。

- (1) 成果物又は本件建築物の内容を公表すること。
- (2) 本件建築物に受注者の実名又は変名を表示すること。

3 発注者が著作権等を行使する場合において、受注者は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。

(受注者の利用)

第9条 発注者は、受注者に対し、成果物を複製し、又は翻案することを許諾する。

(著作権等の侵害防止)

第10条 受注者は、その作成する成果物が、第三者の有する等を侵害するものでないことを、発注者に対し保証する。

- 2 受注者は、その作成する成果物が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならぬときは、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

(一括再委託等の禁止)

第11条 受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければならぬ。ただし、発注者が設計図書において指

定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りではない。

- 4 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

第12条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下本条において「特許権等」という。）の対象となっている施工方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし発注者がその施工方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(調査職員)

第13条 発注者は、調査職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

- 2 調査職員は、この約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて調査職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の管理技術者に対する業務の関する指示
- (2) この約款及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
- (3) この約款の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者との協議
- (4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の監督

- 3 発注者は、2名以上の調査職員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの調査職員の有する権限の内容を、調査職員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

- 4 第1項の規定により、発注者が調査職員を置いたときを除き、調査職員を経由して行うものとする。この場合においては、調査職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(管理技術者)

第14条 受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知し

なければならない。その者を変更したときも、同様とする。

- 2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、業務委託料の請求及び受領、第17条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自行行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(地元関係者との交渉等)

第15条 地元関係者との交渉等は、発注者が行うものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力をしなければならない。

(土地への立入り)

第16条 受注者が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、発注者がその承諾を得るものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

(管理技術者等に対する措置請求)

第17条 発注者は、管理技術者又は受注者の使用人若しくは第11条第3項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対し、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

- 3 受注者は、調査職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 4 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(履行報告)

第18条 受注者は、設計図書に定めるところにより、こ

の契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(貸与品等)

第19条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量等、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に借用書又は受領書を提出しなければならない。
- 3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 受注者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。
- 5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

第20条 受注者は、業務の内容が設計図書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合には、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責に帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第21条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 施行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施行条件と実際の施行条件が相違すること。
 - (5) 設計図書に明示されていない施行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又

は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合は、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の変更又は訂正を行わなければならない。
- 5 前項の規定により設計図書の変更又は訂正が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書等の変更)

第22条 発注者は、必要があると認められるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下本条及び第24条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第23条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、その他の自然的又は人為的な事象（以下本条及び第32条において「天災等」という。）であって、受注者の責めに帰すことができないものにより、作業現場の状況が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る受注者の提案)

第24条 受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受注者に通知するものとする。

3 発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の変更)

第25条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第26条 発注者は、特別な理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別な理由があるときは、延長する履行期間について、受注者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第27条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日(発注者があらかじめ定める場合は、その日数)以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日(第25条の場合にあつては、発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあつては、受注者が履行期間の変更の請求を受けた日とする。)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(業務委託料の変更方法等)

第28条 業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日(発注者があらかじめ定める場合は、その日数)以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(臨機の措置)

第29条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合においては、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者がこれを負担す

る。

(一般的損害)

第30条 成果物の引渡し前、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害(次条第1項及び第2項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第31条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不相当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

4 前3項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第32条 成果物の引渡し前、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下本条において「不可抗力」という。)により、試験等に供される業務の出来形部分(以下本条及び第51条において「業務の出来形部分」という。)、仮設物又は作業現場に搬入した調査機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直

ちに調査を行い、前項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下本条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入した調査機械器具であつて立会いその他受注者の業務に関する機械器具であつて立会いその他受注者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(第6項において「損害合計額」という。)のうち業務委託料の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 前項に規定する損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。

(1) 業務の出来形部分に関する損害

損害を受けた出来形部分に相当する業務委託料の額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 仮設物又は調査機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は調査機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額よりも少額であるものについては、その修繕額の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損額の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは、「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「業務委託料の100分の1を超える額」とあるのは「業務委託料の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(業務委託料の変更に代える設計図書の変更)

第33条 発注者は、第12条、第20条から第24条まで、第26条、第29条、第30条、第32条、第36条又は第42条の規定により業務委託料を増額すべき場

合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日（発注者があらかじめ定める場合は、その日数）以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聞いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第34条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。
- 4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを業務委託料の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合において、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を業務の完了とみなして前4項の規定を準用する。

(業務委託料の支払)

第35条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下本条において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期

間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(引渡し前における成果物の使用)

第36条 発注者は、第34条第3項若しくは第4項又は第40条第1項若しくは第2項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合において、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前払)

第37条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の履行期限を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下本条及び次条において「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、業務委託料の10分の3以内の前払金を発注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、業務委託料が著しく増額された場合においては、その増額後の業務委託料の10分の3から受領済みの前払金を差し引いた額に相当する額の範囲以内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 4 受注者は、業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金が減額後の業務委託料の10分の4を超えるときは、受注者は、業務委託料が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。
- 5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、業務委託料が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年14.5パーセント（ただし、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特例措置法（昭和32年

法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とする。)の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(保証契約の変更)

第38条 受注者は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 受注者は、前項に規定する場合のほか、業務委託料が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3 受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第39条 受注者は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費(当該業務において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(部分引渡し)

第40条 成果物について、発注者が設計図書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下本条において「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときは、第34条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、同条第4項及び第35条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が完成し、かつ、可分なものであるときは、発注者は、当該部分について、受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第34条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、同条第4項及び第35条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

3 前2項において準用する第35条第1項の規定により受注者が請求することができる部分引渡しに係る業務委託料は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合において、第1号中「指定部分に相応する業務委託料」及び第2号中「引渡部分に相応する業務委託料」は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が、前2項において準用する第35条第1項の規定による請求を受けた日から14日(発注者があらかじめ定める場合は、その日数)以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(1) 第1項に規定する部分引渡しに係る業務委託料
指定部分に相応する業務委託料×(1-前払金の額/業務委託料)

(2) 第2項に規定する部分引渡しに係る業務委託料
引渡部分に相応する業務委託料×(1-前払金の額/業務委託料)

(第三者による代理受領)

第41条 受注者は、発注者の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第35条第2項(第40条第1項又は第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する受注者の業務中止)

第42条 受注者は、発注者が第37条又は第40条第1項若しくは第2項において準用する第35条第2項の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合において、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者の費用が増加し、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、その増加費用を負担し、若しくはその損害を賠償しなければならない。

(かし担保)

第43条 発注者は、成果物の引渡しを受けた後において、当該成果物にかしがあることが発見されたときは、受注

者に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項において受注者が負うべき責任は、第34条第2項（第40条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。
- 3 第1項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、第34条第3項又は第4項の規定による成果物の引渡しを受けた場合は、その引渡しの日から本件建築物の工事完成後2年以内に、また、第40条第1項又は第2項の規定による部分引渡しを受けた場合は、その引渡しの日から当該部分を利用した工事の完成後2年以内に、それぞれ行わなければならない。ただし、これらの場合であっても成果物の引渡し時から10年間を超えては、修補又は損害賠償の請求を行えない。
- 4 前項の規定にかかわらず、成果物のかしが受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、同項に規定する請求を行うことができる期間は引渡しを受けた日から10年とする。
- 5 発注者は、成果物の引渡しの際にかしがあることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該かしの修補又は損害賠償を請求することはできない。ただし、受注者がそのかしがあることを知っていたときは、この限りでない。
- 6 第1項の規定は、成果物のかしが設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（履行遅滞の場合における損害金等）

- 第44条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。
- 2 前項の損害金の額は、業務委託料から第40条の規定による部分引渡しに係る業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年14.5パーセント（ただし、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とする。）の割合で計算した額とする。
 - 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第35条第2項（第40条第1項又は第2項において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払が遅れた場合におい

て、受注者は、未受領金額につき遅延日数に応じ、年14.5パーセント（ただし、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とする。）の割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（発注者の解除権）

第45条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- (3) 管理技術者を配置しなかったとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (5) 第49条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期限までに支払わなければならない。

- (1) 前項の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第2項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われるときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

第46条 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号

のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下この号及び次項において単に「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 受注者が、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下この号及び次項において単に「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑に処せられたとき。

2 発注者は、排除措置命令又は納付命令が受注者でない者に対して行われた場合であつて、これらの命令において、この契約に関し受注者の独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があつたとされ、これらの命令又は当該命令に係る審決若しくは判決が確定したときは、契約を解除することができる。

3 前条第2項及び第4項の規定は、前2項の規定により契約を解除した場合について準用する。

第47条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の委託契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集团的、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
- (2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(5) 受注者の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。

(6) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知らながら、当該者との契約を締結したと認められるとき。

(7) 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 第45条第2項及び第4項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

第48条 発注者は、業務が完了するまでの間は、第45条第1項、第46条第1項及び第2項並びに前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならぬ。

（受注者の解除権）

第49条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第22条の規定により設定図書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 第23条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解消されないとき。

(3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（解除の効果）

第50条 この契約が解消された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、第40条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りではない。

- 2 発注者は、前項の規定にかかわらず、前5条の規定によりこの契約が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分（第40条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡し部分を除くものとし、以下本条及び次条において「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下本条及び次条において「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。
- 3 前項の既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

（解除に伴う措置）

- 第51条 この契約が解除された場合において、第37条の規定による前払金があったときは、受注者は、第45条、第46条又は第47条の規定による解除にあつては、当該前払金の額（第40条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年14.5パーセント（ただし、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とする。）の割合で計算した額の利息を付した額を、第48条又は第49条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、この契約が解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われ場合において、第37条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金（第40条第1項又は第2項の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を控除する。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第45条、第46条又は第47条の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年14.5パーセント（ただし、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とする。）の割合で計算した額の利息を付した額を、第48条又は第49条の規定による解除にあつては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 3 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が発注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返置に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分（第40条第1項又は第2項に規定する部分引渡しに係る部分及び前条第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。）、調査機械器具、仮設物その他の物件（第11条第3項の規定により、受注者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件及び貸与品等のうち故意又は過失によりその返還が不可能となったものを含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 5 前項に規定する撤去又は原状回復若しくは取片付けに要する費用（以下本項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。
- (1) 業務の出来形部分に関する撤去費用等
契約の解除が第45条、第46条又は第47条による場合は受注者が負担し、第48条又は第49条による場合は発注者が負担する。
 - (2) 調査機械器具、仮設物その他の物件に関する撤去費用等
受注者が負担する。
- 6 第4項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の撤去又は作業現場の原状回復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の原状回復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は原状回復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等（前項第1号の規定により、発注者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。
- 7 第3項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、

方法等については、この契約の解除が第45条、第46条又は第47条によるときは発注者が定め、第48条又は第49条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段及び第4項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(損害金の予定)

第52条 発注者は、第46条第1項及び第2項の規定により契約を解除することができる場合においては、契約を解除するか否かにかかわらず、業務委託料の10分の2に相当する金額の損害金を発注者が指定する期間内に支払うよう受注者に請求するものとする。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に定める金額を超える場合において、発注者が当該超える金額を併せて請求することを妨げるものではない。

3 前2項の規定は、第34条第3項から第5項までの規定により成果物の引渡しを受けた後も適用されるものとする。

(保険)

第53条 受注者は、設計図書に基づき保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第54条 発注者は、この契約に基づく受注者の賠償金、損害金又は違約金と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺することができるものとし、なお不足があるときは追徴するものとする。

(紛争の解決)

第55条 この約款の各条項において発注者と受注者とは協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、協議の上調停人1名を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とは協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは発注者と受注者が折半し、その他のものは発注者と受注者とはそれぞれが負担する。

2 前項の規定にかかわらず、管理技術者の業務の実施に関する紛争、受注者の使用人又は受注者から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及

び調査職員の職務の執行に関する紛争については、第17条第2項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第4項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第2項若しくは第4項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、第1項のあっせん又は調停の手続を請求することができない。

3 第1項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認められるときは、同項に規定する紛争解決の手続前又は手続中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

(補則)

第56条 この約款の定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とは協議して定める。

(現場調査を含まない業務の特例)

第57条 現場調査を含まない業務については、第23条第1項、第29条、第31条第3項、第32条及び第51条第4項から第6項までの規定は、適用しない。

建築設計業務特記仕様書

I 業務概要

1. 業務名称：東部地域防災センター(仮称)新築工事に伴う基本・実施設計業務

2. 計画施設概要

(1) 施設名称 東部地域防災センター(仮称)

(2) 敷地の場所 安芸郡熊野町初神三丁目内(別添1「位置図等」参照)

(3) 施設用途 集会場(指定避難所)

平成21年国土交通省告示第15号 別添二 第12号 第1類とする。

3. 履行期間

契約日の翌日 から 平成32年2月28日まで
(許認可に必要な期間を含む。)

4. 設計と条件

(1) 敷地の条件

a. 敷地面積 約3,780㎡

b. 用途地域 市街化調整区域 一部 第一種住居地域

c. 防火地域 ・防火 ・準防火 (○)指定なし

d. 地域・地区等 法22条区域 宅地造成等規制区域内

(2) 施設の条件

a. 施設の延べ面積 1,000㎡未満

b. 主要構造・階数 RC造 or S造 2階建て

c. 耐震安全性の分類

「官庁施設の総合耐震計画基準」による、耐震安全性の分類は次のとおりとする。

1) 構造体 I 類

2) 建築非構造部材 A 類

3) 建築設備 甲 類

(3) 建設の条件

a. 建設工期 : 平成32年6月中旬 から 平成33年3月中旬

b. 工事費(予定) : 約450百万円(建築工事、各種設備工事、昇降機設備工事及び外構工事等(いずれも税抜き)含む。)

(4) 設計方針

a. 基本コンセプト

○災害に強いまちづくりを加速

防災教育、防災訓練を実施することで、災害に対する自助・共助・公助の役割を明確にし、地域住民の一人一人が率先して迅速な避難行動をとれる体制づくり、避難所におけるストレスの低減、地域住民による避難所運営の実施体制の確立を図る。

また、本町の防災体制・災害応急体制の強化を図る上で、備蓄倉庫や非常電源などの必要な設備整備を行う。

○地域力の強化を育む空間づくり

東公民館で育ててきた地域コミュニティの強みを活かし、世代を超えて活動できる環境を整え、共に支えあう体制を確立し、多世代が交流し、ふれあう地域社会の形成を図ることで、地域コミュニティの強化・発展に繋げられる空間づくりを図る。

○美しいまちづくりの推進

美しい景観は、住んでいる人に安らぎや潤いをもたらすと共に、訪れる人を魅了し、感銘を与え、地域の存在感を高め、定住と交流を促進する原動力となることが期待される。東部地域の初神・新宮地区は田園地域であり、自然と調和したシンボル性や快適性に富んだ魅力ある地域空間の形成を図る。

○実現性の高いライフサイクルコストの縮減策

厳しい財政状況の中で、公共施設の設置・維持管理を行っていくためには、計画段階より当該施設に関わるイニシャルコスト及びランニングコストを適切に把握することで、長期に渡り健全な機能を保持し、維持管理の充実を可能とするライフサイクルコストの縮減を図る。

b. 留意事項

○施設・敷地の概要、計画条件、工期、配置計画等については、別添1「位置図等」及び別添2「必要居室の考え方」を十分に踏まえること。

○土地収用法に基づく事業認定を平成32年1月末までに取得する必要がある。基本設計に係る配置、平面、立面の各計画を平成31年6月中旬までに提出すること。また、このことから実施設計段階での大きな変更は認めない。

II 業務仕様

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書」（官庁営繕統一基準）」（以下「共通仕様書」という。）による。

1. 特記仕様書の適用

特記仕様書に記載された特記事項の中で、「・」印の付いたものについては、○印の付いたものを適用する。

2. 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。

- 建築士法（昭和 25 年法律 第 202 号）による一級建築士
 - ・ 建築士法（昭和 25 年法律 第 202 号）による建築設備士
 - ・ 建築士法（昭和 25 年法律 第 202 号）による構造設計一級建築士
 - ・ 建築士法（昭和 25 年法律 第 202 号）による設備設計一級建築士

3. 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

a. 基本設計

- 建築（総合）基本設計に関する標準業務
- 建築（構造）基本設計に関する標準業務
- 電気設備基本設計に関する標準業務
- 機械設備基本設計に関する標準業務

b. 実施設計

- 建築（総合）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- 建築（構造）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- 電気設備（昇降機を含む）実施設計に関する標準業務
(設計意図の伝達業務を除く)
- 機械設備実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）

c. 手続き(官公署手続き等)

- 確認申請、建築工事届
- 許可申請書
- 消防設備等計画書
 - ・ 浄化槽設置届
- 省エネルギー計画書
- 広島県福祉のまちづくり条例に基づく届出
- 建設リサイクル届出

(2) 追加業務の内容及び範囲

- 積算業務
 - 建築積算 (積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴収、見積検討資料の作成)

- 電気設備積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴収、見積検討資料の作成）
- 機械設備積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴収、見積検討資料の作成）
- コスト構造改善報告書の作成
- コスト構造改善検討中間報告書の作成（基本設計業務段階）
- コスト構造改善検討報告書の作成（実施設計業務段階）
- リサイクル計画書の作成
- 透視図作成(着色)、作成(鳥瞰・外観)、判の大きさ(キャビネ版)、枚数(各1枚)、額の有無(有)、材質(アルミ)
 - ・ 模型製作（ ）
- 概略工程表の作成

(3) 特別経費について

特別経費として以下のものを見込んでいる。

- 地盤調査に伴う経費（別添4）
- (一財)建築コスト管理研究所の営繕積算システム(RIBC2)内訳書数量入力システムLITEの使用料
- 建築基準法建築確認申請手数料
- 構造計算適合判定手数料(必要が無ければ減額とする)
 - ・ 省エネ法計画認定手数料

4. 業務の実施

(1) 一般事項

- a. 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等によって行う。
- b. 実施設計業務は、提示された設計と条件及び基本設計図書及び適用基準等に基づき行う。
- c. 積算業務は、調査職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。

(2) 適用基準等

設計にあたっては、建築基準法その他関係法令並びにこれに基づく条例規則等の規定を適用する。その他の適用にあつては下記の基準を参考とし、特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。

- a. 共通（ 年 版 等 ）
 - 官庁施設の基本的性能基準（ 最 新 版 ）
 - 官公施設の総合耐震・対津波計画基準（ 最 新 版 ）
 - 官公施設の環境保全性に係る基準（ 最 新 版 ）

- 官公施設のユニバーサルデザインに関する基準 (最 新 版)
- 官公施設の防犯に関する基準 (最 新 版)
- 公共建築工事積算基準 (最 新 版)
- 公共建築工事共通費積算基準 (最 新 版)
- 公共建築工事標準単価積算基準 (最 新 版)
- 熊野町公共建築物等木材利用促進方針 (最 新 版)
 - ・ 建築物解体工事共通仕様書 (最 新 版)

b. 建築

- 建築工事設計図書作成基準 (最 新 版)
- 公共建築工事標準仕様書 (建築工事編) (最 新 版)
- 木造建築工事標準仕様書 (最 新 版)
- 建築設計基準 (最 新 版)
- 建築構造設計基準 (最 新 版)
- 建築工事標準詳細図 (最 新 版)
- 木造計画設計基準・同解説 (最 新 版)

c. 建築積算

- 公共建築数量積算基準 (最 新 版)
- 公共建築工事内訳書標準書式 (建築工事編) (最 新 版)
- 公共建築工事見積標準書式 (建築工事編) (最 新 版)

d. 設備

- 建築設備計画基準 (最 新 版)
- 建築設備設計基準 (最 新 版)
- 建築設備工事設計図書作成基準 (最 新 版)
- 公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) (最 新 版)
- 公共建築設備工事標準図 (電気設備工事編) (最 新 版)
- 公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編) (最 新 版)
- 公共建築設備工事標準図 (機械設備工事編) (最 新 版)
- 排水再利用・雨水利用システム計画基準 (最 新 版)
- 建築設備耐震設計・施工指針 (最 新 版)

e. 設備積算

- 公共建築設備数量積算基準 (最 新 版)
- 公共建築設備工事内訳書標準書式(設備工事編) (最 新 版)
- 公共建築工事見積標準書式 (建築工事編) (最 新 版)

(3) 業務計画書(業務組織計画表)

業務計画書として、次の内容を記載した業務組織計画表を、「委任(下請負)承諾願」に添付し、提出すること。(共通仕様書第3章3.5の規定は適用しない。)

- a. 管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、経験年数等
- b. 各主任担当技術者の担当分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、経験年数等
- c. 担当技術者の分担業務分野、氏名、所属、生年月日、保有資格、経験年数等
- d. 協力事務所の名称、分担業務分野、協力を受ける理由及び具体的内容
- e. 分担業務分野、具体的な業務内容、追加する理由及び主任担当技術者の氏名・生年月日・所属・役職・保有資格・経験年数等
- f. 緊急連絡先
- g. その他

(4) 留意事項

a. 共通事項

- 1) 設計図書の作成にあたっては、原則として特定の製品名、製造所名は記載してはならない。
- 2) 建築と各設備との設計内容の調整及び確認を行う。
- 3) 本業務は、設計にかかわる関係官庁等への協議、手続きの一切の業務を含むものであり、監督員と連絡をとりながら処理をする。
- 4) 現場調査を実施する際には、着手前に工程表及び調査実施計画書を係員に提出し、承認を得ること。

b. 設計に係わる注意事項

設計に際しては、監督員及び関係官庁等と十分な連絡調整を行い設計条件の明確化を図るものとし、次の点に留意する。

- 1) 地盤、構造体、仕上げ及び機器の安全性
- 2) 関係法令の規定や諸基準を遵守すること
- 3) 設計物と周囲の環境と調和
- 4) 使用上の利便
- 5) 経済性、維持管理の容易性、経済性及び各種設備更新時の検討
- 6) 工事の安全性及び公衆災害の防止
- 7) 条件明示(原則として特記仕様書(施工条件)に記入
- 8) 障害者、高齢者等の利用を考慮し、次の関係法令に適合した設計内容とする

◎広島県福祉のまちづくり条例

- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- ・建築物移動等円滑化基準
- ・建築物移動等円滑化誘導基準

c. コスト縮減等の検討

本業務の中でコストに係る疑義が生じた場合は、調査職員と協議し、次の事項について取りまとめを行う。

- 1) コスト縮減対策（建設コスト、時間的コスト、ライフサイクルコスト等として有効なものとして選択した事項（コスト縮減提案）
- 2) 品質向上に配慮した事項（施設の長寿命化、維持管理の推進、環境負荷）

(5) 積算にかかる注意事項

工事費、数量積算は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築数量積算基準・同解説」最新版に基づき作成する。

- 1) 各設計に分けて、内部仕上げは各室、外部仕上げは各立面で集計する。
- 2) 工事費内訳書の単価について、建設物価・積算資料等の発刊物を利用する場合の採用月等の詳細については、監督員の指示による。

見積りにより単価を決定する場合は、3社以上の見積りを徴するものとし、比較表を作成する。なお、事前に見積依頼先業者名簿を提出する。

(6) 貸与資料等

a. 既存設計図書等（電子データの場合のファイル形式等）

- ・ 既存建築物設計図書一式（ ）
- ・ 既存工作物設計図書一式（ ）
- ⊙ 参考資料程度（現況敷地平図面）（J w w 及び D X F ）

b. 資料の貸与及び返却

貸与資料	摘要

貸与場所（ ） 貸与時期（ ）

返却場所（ ） 返却時期（ ）

(7) 一般業務のうち業務委託内容に含まれない業務（対象外業務）の範囲等

(8) 部分引渡しの指定部分

- ⊙ 基本設計図書（配置図、平面図、立面図）
- ⊙ 当該指定部分の履行期限（平成 31 年 6 月中旬頃）

(9) 成果物の提出場所 (熊野町役場)

(10) 成果物の取扱いについて

提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用します。

(11) 地元関係者等への説明、交渉等

・本業務の実施に伴い、()で構成する協議会等を設置する。協議会等の運営は受注者が行う。

⊙受注者は、発注者が行う地元関係者等への説明、交渉等の際にこれに協力する。

(12) 協力業者(下請け業者)との契約について

協力業者(下請け業者)との契約にあつては、平成21年1月7日付け国土交通省告示第15号によって示された構造及び設備の報酬基準を参考に、設計品質を確保する上で必要な報酬額で契約するよう努めること。

また、第三者に再委託する場合に、発注者の承諾を得なくてもよい簡易な業務は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理(構造計算、設備計算及び積算を除く。)、トレース、資料整理、模型製作、透視図作成に限る。

(13) 特別管理産業廃棄物等の調査

- ・解体等の設計に際しては、特別管理産業廃棄物(廃石綿等、PCBを含む機器類、PCB含有シーリング材、廃油、廃酸・廃アルカリ、フロン、イオン化式感知器、六ふっ化硫黄ガス等)の有害物質の有無について調査を行うこと。なお、調査方法等は、廃石綿等にあつては、建築物解体工事共通仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 平成24年度版)
- ・同解説の6.1.3 施工調査により実施し、その他の廃棄物等は調査職員と協議の上、実施すること。また、廃石綿等の資料採取による分析調査箇所数は下記のとおり見込んでいる。

【廃石綿等の資料採取による分析必要箇所数】

- ①アスベスト含有吹付け材・・・()箇所
- ②アスベスト含有保温材等・・・()箇所
- ③アスベスト含有形成材・・・()箇所

⊙行わない

(14) その他

- 都市計画法第 29 条に係る許可申請は不要である。
- 工事の安全性及び公衆災害防止の観点から、交通状況、通学路を調査の上、敷地周辺を含めた工事車両の進出入、駐車場、資材置場、足場、工事手順、交通誘導員等の動線を配慮したうえで適切な仮設計画を立案し、設計・積算に反映すること。
- 工事に際して必要な法令関係に基づく各種申請手続きについて、担当部署と協議の上、手続き方法、手数料等を調査し、結果を整理したものとともに、手続きに必要な資料（添付資料を含む）を作成し提出すること。
- 工事発注に際し、工区分離する可能性がある場合は、設計図・工事内訳書等を分けて作成すること。
- コスト縮減検討報告書は、基本設計及び実施設計の段階ごとに作成すること。また、ライフサイクルコストも考慮した縮減項目、方法、縮減金額(根拠等)の説明資料を提出すること。
- 材料、仕様などの名称は、「公共建築工事標準仕様書(最新版)」に基づき記入すること。
- 各部分の納まりについて、詳細図を作成し明確に図示すること。
- 期間別業務履行報告書は、図面（A 3 に縮小したもの）を添付して、直接熊野町建設部開発指導課に持参し、併せて打合せを行うこと。
- 地質調査業務については、別添 4 特記仕様書による。
- 本施設の整備に当たり、地元住民によるワークショップを開催している。設計に当たってはこのワークショップに参加するとともに、意見を取り入れた設計を行うこと。
- 特記仕様書に定めてない事項は、別途協議する。

5. 成果物、提出部数等

(1) 基本設計

成果物	規格及び部数	備考
① 建築(総合)基本設計図書	3部	A3製本
① 建築(構造)基本設計図書	3部	A3製本
① 電気設備基本設計図書	3部	A3製本
① 機械設備基本設計図書	3部	A3製本
・ 透視図	カット	
・ 模型	一式	
・ リサイクル計画書	1部	
・ 電子成果品	2部	電子メディアにて提出
① コスト構造改善検討資料(中間報告)	1部	
① 各種技術資料	1部	
① 業務打合せ簿・打合せ記録簿	1部	
① 建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)目標値報告書	1部	

(注)：建築(構造)、電気設備及び機械設備の成果物は、建築(総合)基本設計の成果物の中に含めることができる。

：成果物は調査職員の指示により製本とする。

：電子成果品の提出は、「広島県電子納品実施要領(建築設計業務編)最新版(以下「要領」)」に基づいて作成する。「要領」で特に記載が無い項目は、提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は調査職員と協議の上、電子化の是非を決定する。また、成果品提出の際には、ウイルス対策を実施した上で提出すること。

：別添3「委託範囲及び設計図作成要領」を参考にすること。

(2)実施設計

成果物	規格及び部数	備考
○ 建築(総合)設計図書	1部	原図
○ 建築(構造)設計図書	1部	原図
○ 電気設備設計図書	1部	原図
○ 機械設備設計図書	1部	原図
○ 構造計算書	1部	ALC 外壁パネル工事、屋根工事等については、建築基準法に基づく風速等に応じた標準的な工法検討及び詳細図の作成まで含む。
○ 電気設備設計計算書	1部	
○ 機械設備設計計算書	1部	
○ 昇降機設備設計計算書	1部	
○ 電子成果品 (エラーチェック含む)	1部	電子メディアにて提出
○ 積算数量算出書(数量調査含む)	1部	
○ 工事内訳書	1部	金額入り 電子データ共
○ 内訳書単価根拠資料(単価比較表、見積書、使用機器、材料カタログ等)	1部	
○ 関係法令等に基づく必要な各申請図書(建築確認図書等)	必要部数 (参考:4部)	手続きを含み、確認申請済証については、第1面~第5面をデータで提出すること。
○ リサイクル計画書	1部	
○ 概略工事工程表	1部	
○ コスト構造改善検討資料	1部	
○ 防災計画書	1部	
○ テレビ電波障害調査報告書		測定結果一覧表、調査所見、測定写真、受信障害予想地域図、住宅地域図等を添付
○ 省エネルギー関係計算書	1部	
・ 廃石綿等、PCB分析報告書		
○ 各種技術資料	1部	必要に応じて提出すること。
○ 透視図	3カット	
○ 透視図の写真	各1枚	カラー キャビネサイズ
・ 模型	一式	
・ 模型の写真	各枚	カラー キャビネサイズ
○ 広報説明用資料(デフォメル化した説明用図面を含む)	1部	デフォルト図面のレイアウト、カラー等は調査職員と協議の上決定(電子データ共)

◎ 業務打合せ簿・打合せ記録簿	1 部	官公署との設計協議書及び協議記録簿等を含む
◎ 現況写真及び現地調査資料	1 部	A4 版製本 写真及び画像データ共
◎ 設計図二つ折り製本	3 部	A3 版二つ折り製本 2 部 A2 版二つ折り製本 1 部
◎ 稟議用 A4 版製本	1 部	
◎ 見積依頼先名簿届	1 部	必要に応じて提出すること。
◎ 貸与品借用（返納書）	1 部	必要に応じて提出すること。
提出を要する事務書類	部数	備考
* 管理技術者選定(変更)通知書	1 部	管理技術者と受注者との雇用関係が確認できるもの(健康保険証の写し等)を添付 免許・資格については証する写しを添付。
* 誓約書	1 部	管理技術者の兼務制限について
* 業務工程表	1 部	
* 期間別業務履行報告書	毎回 1 部	期間内に作成した図面を添付提出回数及び提出日は毎月 2 回で 15 日と月末日とする。
* 委任(下請負)承諾願	1 部	業務組織計画表を添付。
* 委託業務完了通知書	1 部	
* 引渡書	1 部	
* 請求書	1 部	

(注)：建築(構造)の成果物は、建築(総合)実施設計の成果物の中に含めることができる。

：成果物は調査職員の指示により製本とする。

：積算数量算出書の作成は、営繕積算システム RIBC((一財)建築コスト管理システム研究所)による。

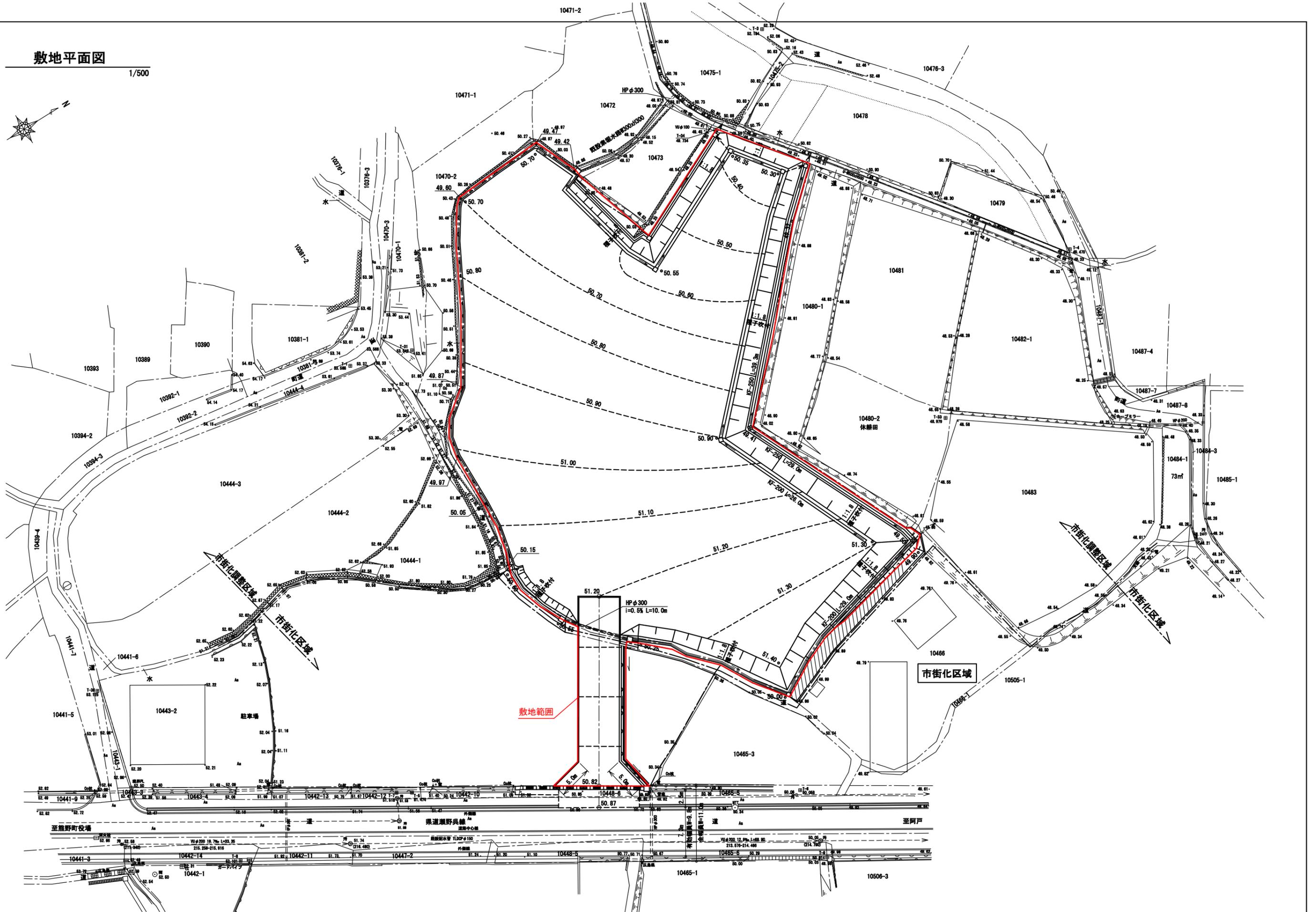
：電子成果品の提出は、「広島県電子納品実施要領(建築設計業務編)最新版(以下「要領」)」に基づいて作成する。「要領」で特に記載が無い項目は、提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は調査職員と協議の上、電子化の是非を決定する。また、成果品提出の際には、ウイルス対策を実施した上で提出すること。

：別添 3 「委託範囲及び設計図作成要領」を参考にすること。



敷地平面図

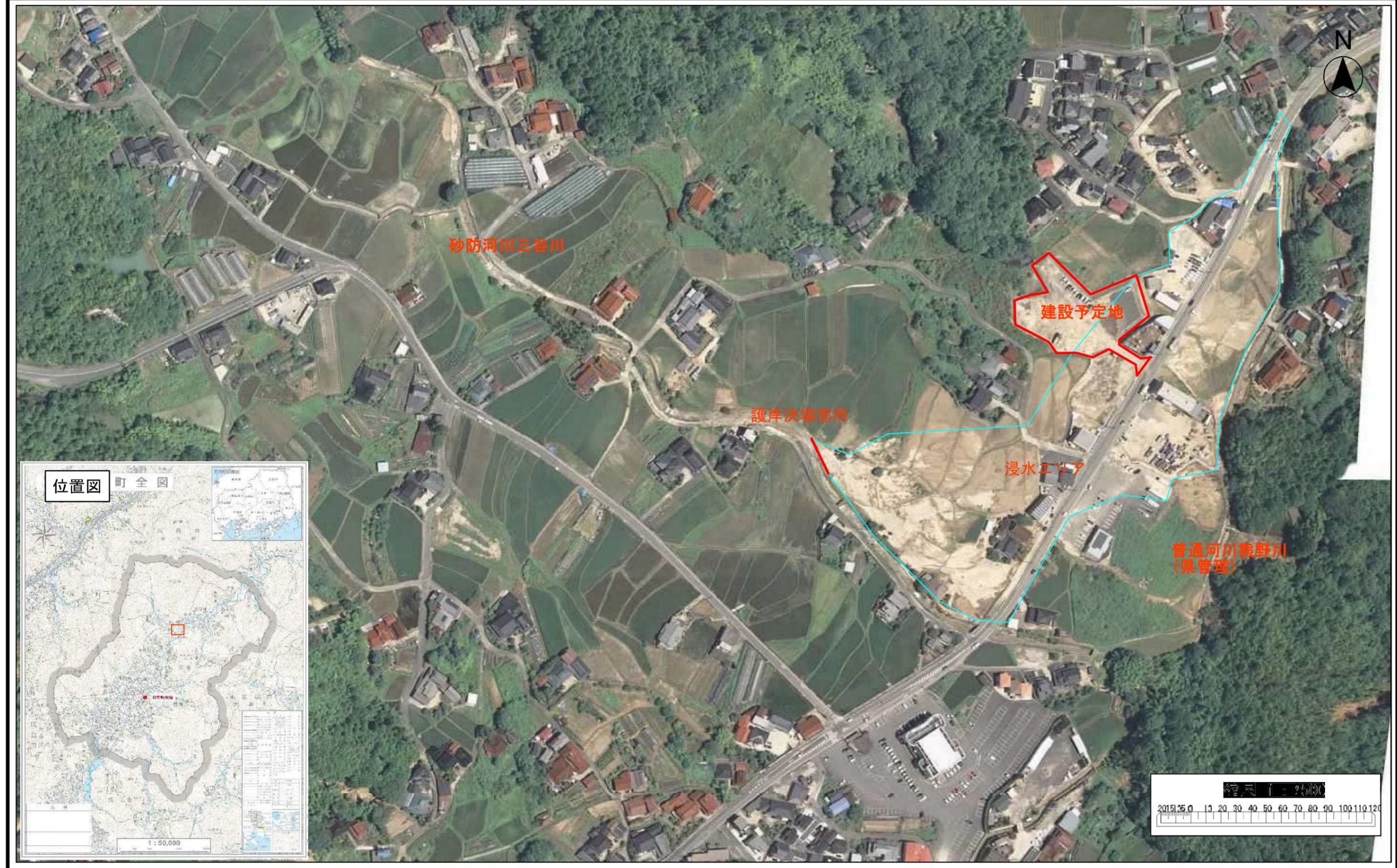
1/500



熊野町	課長	室長	主査	係員	設計者	業務名	図面内容	縮尺・	設計	図面番号
						東部地域防災センター(仮称)新築工事に伴う 基本・実施設計業務	敷地平面図	1/500		

「東部防災交流センター」建設予定地

A3横



別添2

東部地域防災センター(仮称)必要居室参考面積表

室名	参考面積 (㎡)	指定緊急避難所 としての 収容人数(人)	備考
エントランスロビー	60	40	風除室を設けると共に、気候の良い中間期は建具で開放することが可能なものとする。
フリースペース	80	50	町民の企画によって様々な使い方が可能な空間とし、エントランスホールに接しながらも、床は土間的な仕上げで外から直接入れる空間とする。東公民館の会議室の代替的空間。ペット同伴可能避難場所。
地域ボランティアビューロー	40	30	フリードレスの机で5人程度が常時滞在できる地域ボランティアの詰所とする。12人程度が簡単に打合せできるスペースともなる。エントランスロビー、地域カフェと併設させる。
地域カフェ	20	-	簡単な水回りとカウンターを持ち、カフェとしての運営も可能なものとする。地域ボランティアビューローに隣接するとともに、エントランスロビーに開いている。
講義室	45	30	東公民館の講義室の代替空間。2階に設置する場合は、非常時には避難空間として機能する。
事務室	30	-	館長を含めた3人程度の執務机を用意する。一階の地域ボランティアビューローと連携しやすく、外からの来客が良く見える位置とする。
交流ラウンジ(図書コーナー含む)	50	30	防災ホールのホワイエ空間であり、一体としても活用可能。町民が読書をしながらくつろぐ空間でもある。非常時には避難空間として機能する。CHは3000以上とする。
防災ホール	175	100	平時は講演会やイベントが出来る空間として、固定のステージ設けるものとする。非常時には、避難空間として機能する。CHは3000以上とする。
準備室	25	-	防災ホールに隣接させ、椅子や什器その他の器具を収納する。
和室	60	40	東公民館の和室の代替空間。非常時には避難空間として機能する。
キッズルーム	30	20	
シャワー室	30	-	男女別に設ける。
調理室	75	-	東公民館の調理室の代替空間。非常時には炊き出しのための空間として機能する。2階に整備するが、階段やエレベーターの近傍に置く。
防災倉庫	45	-	搬入ならびに床荷重に注意すること。
屯所・詰所	30	10	熊野町消防団第3分団の屯所及び詰所を設置。(団員は15名)積載車は1t車程度。詰所は非常時に避難空間として機能する。
その他	-	-	乳幼児世帯の避難を考慮すること。
有効面積(部屋面積計)(㎡)			795
延床面積(㎡)			1,000未満
防災用バッファー空間	350-250	150	外部空間であるが、災害時にシートなどで半屋内化出来る空間。エントランスロビーと連携して、物資整理やトリアージ等の場所として機能。
収容人数計		500	発災直後、指定緊急避難場所として全体で500人程度を収容することを目標とする。その後の指定避難所としての活用においては、150人程度が一時的に滞在できる機能を確保したい。

※記載面積、部屋ごとの収容人数は、参考程度で特に制約するものではない。

別添 3

委託範囲及び設計図作成要領

業務名称：東部地域防災センター(仮称)新築工事に伴う基本・実施設計業務

1. 建築工事

区分		委託範囲	一般構造(図面の縮尺及び注意事項)	備考		
基本設計	設計資料		調査研究企画報告書			
		<input type="checkbox"/>	関連技術資料書			
		<input type="checkbox"/>	各種法令手続きのための技術資料の作成			
	設計図書	総合	<input type="checkbox"/>	計画説明書		
			<input type="checkbox"/>	仕様計画概要書		
			<input type="checkbox"/>	仕上げ計画表		
			<input type="checkbox"/>	面積表及び求積表		
			<input type="checkbox"/>	敷地案内図		
			<input type="checkbox"/>	配置計画図		
			<input type="checkbox"/>	平面(各階)及び動線計画図		
			<input type="checkbox"/>	断面計画図		
			<input type="checkbox"/>	立面計画図		
			<input type="checkbox"/>	矩計図		
	<input type="checkbox"/>	工事日程計画書				
	構造	<input type="checkbox"/>	構造計画概要書及び特記概要書			
<input type="checkbox"/>		構造計画書				
積算	<input type="checkbox"/>	概算工事				
区分		委託範囲	一般構造(図面の縮尺及び注意事項)	参考枚数		
実施設計	仕様書		共通仕様書			
		<input type="checkbox"/>	特記仕様書	特に指定、指示する事項及び共通仕様書に準拠しない事項	5	
		<input type="checkbox"/>	手続き	各種許可申請書等に伴う届出書類の作成及び法規手続きの代行等を含む	一式	
	総合	一般図	<input type="checkbox"/>	目次		1
			<input type="checkbox"/>	工事概要	工事名称、工事場所、建物概要(構造、規模等)、工事範囲及び区分の明記	1
			<input type="checkbox"/>	別途工事区分表		1
			<input type="checkbox"/>	広島県福祉のまちづくり条例とハートビル法整備区分表	左記の条件等の適用整備状況を一覧表に整理	1
			<input type="checkbox"/>	面積表		1
<input type="checkbox"/>	仕上表		1			

		○	敷地案内図			1
		○	配置図			1
		○	平面図	1/100		2
		○	立面図	1/100		2
		○	断面図	1/50		2
		○	各伏図	1/50		3
		○	建具位置図	1/100		1
		○	建具表	1/50		3
		○	外構図			1
			日影図			
	詳細図	○	矩計図	1/50		5
		○	展開図	1/50		5
		○	平面詳細図	1/50		3
		○	部分詳細図	1/10～50		3
		○	外構構造図	1/10～50		1
	構造図	○	基礎伏図	1/100		1
		○	杭伏図	1/100		1
		○	各階構造伏図	1/100		1
		○	柱リスト	1/50		2
		○	梁リスト	1/50		2
		○	架構図	1/100		2
		○	床版リスト、配筋図	1/30		3
		○	階段、壁リスト及び雑配筋	1/30		3
		○	地質調査図			2
	計算書	○	構造計算書	構造計算ルートまで行うこと 重要度係数I=1.25とする		一式
			省エネルギー計算書(PAL)			
	積算	○	総合	内訳書ファイル(工事内訳書)、数量計算書、見積比較表、見積り書等の作成 建設コスト縮減資料書の作成		一式
		○	構造			一式
	手続き	○	電気設備、機械設備を含む	官公署諸手続き(確認申請、消防設備計画書)等に伴う 建築士のチェック及び押印を含む		一式
その他		鳥瞰図				
		透視図				
		模型				

備考欄

1. 基本設計

- (1) 業務着手後に、配置計画図、敷地内動線計画図、概略工程表及び概算計算費を作成・提出し、調査職員の承諾を受けること。
- (2) (1)の承諾を受けた後に、速やかに平面計画図及び動線計画図、断面計画図、立面計画図、概算工事費を作成・提出すること。(平成31年6月中旬を予定)

2. 実施設計

- (1) 上記以外に必要となる図面(参考)

仮設計画図(1枚程度)、工事工程計画図(1枚程度)、法規チェック図(2枚程度)、サイン配置図及びリスト(2枚程度)、雨水排水計画図(平面図、勾配図)(2枚程度)

- (2) 工事発注に伴い、工区分離する可能性がある。この場合は設計図・工事内訳書等を分割して作成すること。

- (3) 見積りを依頼する場合は事前に依頼先名簿を提出すること。また、予定工事期間を明確にして、見積り依頼をすること。

- (4) 各種補助金制度を活用する予定であることから、見積り作業にあっては数量仕分けの詳細な規定を指示する。

3. 設計図書の最低必要枚数は、概ねA2版-120枚程度とする。

2. 電気設備工事

区分		委託 範囲	一般構造(図面の縮尺及び注意事項)		備考	
基本設計	設計資料		調査研究企画報告書			
		○	関連技術資料書			
		○	各種法令手続きのための技術資料の作成			
	設計図書	○	計画説明書			
		○	電気設備計画概要書			
		○	仕様概要書			
○		各種技術資料				
	○	工事費概算書及び工事日程計画書				
区分		委託 範囲	一般構造(図面の縮尺及び注意事項)		参考枚数	
実施設計	仕様書		共通仕様書			
		○	特記仕様書	特に指定、指示する事項及び共通仕様書に準拠しない事項	3	
	設計図面	共通	○	工事概要・敷地案内図・配置図		1
			○	工事区分表	工事名称、工事場所、建物概要(構造、規模等)、工事範囲及び区分の明記	1
		電力設備	○	構内配電線路図		1
			○	幹線設備(系統図、分電盤回路図、平面図)	左記の条件等の適用整備状況を一覧表に整理	4
			○	電灯設備		3
			○	動力設備		3
				雷保護設備		
			○	受変電設備		3
		通信・情報設備	○	構内通信線路図		3
				電気時計設備		
			○	拡声設備		2
			○	表示設備		2
			○	インターホン設備		2
			○	テレビ共同受信設備		2
				テレビ電波障害除去設備		
	監視カメラ設備					
○	警報設備		2			
○	構内交換設備		2			

	その他	<input type="radio"/>	警報(警備用配管)設備			2
		<input type="radio"/>	情報通信設備(LAN)			2
			中央監視制御設備			
		<input type="radio"/>	昇降設備			2
		<input type="radio"/>	太陽光発電設備			4
		<input type="radio"/>	自家発電(非常用電源)設備			2
	計算書	<input type="radio"/>	受変電			
		<input type="radio"/>	自家発電(非常用電源)			
		<input type="radio"/>	照度			
		<input type="radio"/>	電圧降下			
		<input type="radio"/>	ラック幅			
		<input type="radio"/>	コスト縮減算定書			
積算	<input type="radio"/>	積算明細書の作成 数量計算書(数量集計表、数量計算書、拾い図) 労務工数積算書 単価根拠(比較表、単価情報誌、カタログ、見積書) 複合単価表(営繕積算システムRBIC)			平成32年1月	
その他	1 <input type="radio"/>	電波障害調査				
		概算費用				
		電波方向に対するポイント数		5P		
	<input type="radio"/>	PCB調査				
		各種手続き				
		消防届出				
		省エネ届出				
太陽光発電設備に係る届出						
備考欄						
<p>1. 設計図面は、A2版とし枚数は概ね30枚とする。</p> <p>2. 設計図の縮尺は、配置図及び構内図1/500、平面図1/100、詳細図1/50とする。</p> <p>3. 設計図面は、原図と合わせてCADを提出すること。(AutoCAD2014以前)</p> <p>4. 太陽光発電設備について、非常時は非常用電源に切替えを行い、必要最小限の電力の確保を算出すること。</p> <p>5. その他電気設備について、使用用途を十分に考慮した設計を行うこと。</p>						

3. 機械設備工事

区分		委託 範囲	一般構造(図面の縮尺及び注意事項)		備考	
基本 設計	設計 資料		調査研究企画報告書			
		○	関連技術資料書			
		○	各種法令手続きのための技術資料の作成			
	設計 図書	○	計画説明書			
		○	給排水衛生設備計画概要書			
		○	空調換気設備計画概要書			
		○	仕様概要書			
○	各種技術資料					
○	工事費概算書及び工事日程計画書					
区分		委託 範囲	一般構造(図面の縮尺及び注意事項)		参考枚数	
実施 設計	仕様書		共通仕様書			
		○	特記仕様書	特に指定、指示する事項及び共通仕様書に準拠しない事項	5	
	設計 図面	共通	○	工事概要・敷地案内図・配置図		1
			○	工事区分表		1
		機 械 設 備	○	配管・ダクト系統図		4
			○	機械器具一覧表		5
			○	各階平面図、立面図		8
			○	各部詳細図		3
				動力操作盤、自動制御計測図		
		機器・工作物の図				
	計 算 書	○	設備容量計算		一式	
		○	熱負荷計算		一式	
		○	省エネルギー計算		一式	
	積 算	○	積算明細書の作成 数量計算書 労務工数積算書 単価根拠(比較表、単価情報誌、カタログ、 見積書) 複合単価表(営繕積算システムRBIC)	平成32年 1月	一式	
手 続 き		各種手続き		一式		
	○	消防届出		一式		
		省エネ届出		一式		
備考欄						
1. 設計図面は、A2版とし枚数は概ね30枚とする。						
2. 設計図の縮尺は、配置図及び構内図1/500、平面図1/100、詳細図1/50とする。						

3. 設計図面は、原図と合わせてCADを提出すること。(AutoCAD2014以前)
4. 給水の引き込み及び下水道については熊野町上下水道課と協議を行うこと。
5. その他機械設備について、使用用途を十分に考慮した設計を行うこと。

1 本業務において、業務分野別の共通仕様書の適用は次による。

業務分野	適用する共通仕様書
地質調査業務	地質調査業務共通仕様書(平成30年8月) 広島県

2 本業務における、主たる業務分野及び部門

「地質調査業務」

3 管理技術者の配置を求める業務分野

「地質調査業務」

4 土木関係建設コンサルタント業務において管理技術者に求める部門

該当業務無し

5 照査技術者の配置を求める業務分野

「地質調査業務」

6 情報共有システム

対象外業務

7 その他

業務概要

- ・当該業務は、東部地域防災センター(仮称)新築工事に伴う基本・実施設計業務の内地質調査を行うものである。
- ・本業務に必要な資料については、契約締結後、受注者に対し、貸与する。

立会

- ・立会を求める者の範囲、立会の額及びその他の手続き等について、別途事前に町と協議すること。

電子データによる納品

- ・本業務の最終成果を、通常の成果品に加え、電子データで電子媒体2部を納品する。
- ・電子媒体は、原則としてISO9660フォーマット(レベル1)のCD-Rを使用する。
- ・電子媒体提出の際には、ウィルス対策を実施したうえで提出する。
- ・本業務が電子納品対象業務でない場合は、「広島県電子納品実施要領【業務委託編】平成21年5月」は適用しない。

積算情報

委託名		東部地域防災センター(仮称)地質調査業務	
執行年度	平成 30 年度	諸経費区分	公共委託 平成30年度
工種区分	地質調査業務	変更回数	
単価適用年月日	平成30年12月 1日付 公共	単価地区	01:広島市(安佐南区・安佐北区・佐伯区・似島を除く)、府中町、海田町、熊野町、坂町
機損適用年月日	平成30年度 公共・林道	歩掛適用年月日	平成30年 8月 公共委託

補正情報

施工地域及び 工事場所による補正率	設定区分無し
イメージアップ経費	設定区分無し
冬期補正	設定区分無し
緊急工事補正	設定区分無し
前払支出割合区分	設定区分無し
契約保証に係る補正	設定区分無し

東部地域防災センター(仮称)地質調査業務

総括表										
費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号	基準				
業務費	1	式								
業務委託料	1	式								
地質調査業務01	1	式								
合計										

業務委託料内訳書

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号	基準
地質調査業務01						
直接調査費(地質調査業務)	1	式				
直接調査費(積上)	1	式				
打合せ(地質調査業務) 中間打合せ 3回	1	式				
土質ボーリング(オールコア) φ 66mm 鉛直下方	28	m			委 1 号	
岩盤ボーリング(オールコア) φ 66mm 鉛直下方	12	m			委 2 号	
標準貫入試験 砂・砂質土	28	回			委 3 号	
標準貫入試験 軟岩	12	回			委 4 号	
平坦地足場 高さ0.3m以下	4	箇所			委 5 号	
準備及び跡片付け	1	業務			委 6 号	
既存資料の収集・現地調査 直接人件費(解析等調査業務費分)	1	業務			委 7 号	
資料整理とりまとめ 直接人件費(解析等調査業務費分)	1	業務			委 8 号	
	1	業務			委 9 号	

業務委託料内訳書

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号	基準
断面図等の作成 直接人件費(解析等調査業務費分)	1	業務			委 10 号	
総合解析とりまとめ 直接人件費(解析等調査業務費分)	1	業務			委 11 号	
直接経費	1	式				
電子成果品作成費(率計上分)	1	式				
間接調査費	1	式				
施工管理費(率計上分)	1	式				
純調査費	1	式				
調査諸経費	1	式				
調査業務価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				
合計						

東部地域防災センター(仮称)地質調査業務

【 第 1 号 委託単価表 】

打合せ(地質調査業務) 中間打合せ 3回

1 業務 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
業務着手時	1	回			委 12 号	
中間打合せ	3	回			委 13 号	
成果物納入時	1	回			委 14 号	
計						
単位当たり						

東部地域防災センター(仮称)地質調査業務

【 第 2 号 委託単価表 】

土質ボーリング(オールコア) φ66mm 鉛直下方

10 m 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
土質ボーリング(オールコア [*] -リング [*] , 深度50m以下) φ 66mm, 粘性土・シルト	2	m				
土質ボーリング(オールコア [*] -リング [*] , 深度50m以下) φ 66mm, 砂・砂質土	5	m				
土質ボーリング(オールコア [*] -リング [*] , 深度50m以下) φ 66mm, 礫混じり土砂	3	m				
計						
単位当たり						

東部地域防災センター(仮称)地質調査業務

【 第 4 号 委託単価表 】

標準貫入試験 砂・砂質土

1 回 当り									
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準			
サンディングおよび原位置試験 標準貫入試験 砂・砂質土	1	回							
計									
単位当たり									

東部地域防災センター(仮称)地質調査業務

【 第 8 号 委託単価表 】

既存資料の収集・現地調査 直接人件費(解析等調査業務費分)

1 業務 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
既存資料の収集・現地調査 直接人件費(解析等調査業務費分)	1	業務				
小 計						
補正係数						
計						
単位当たり						

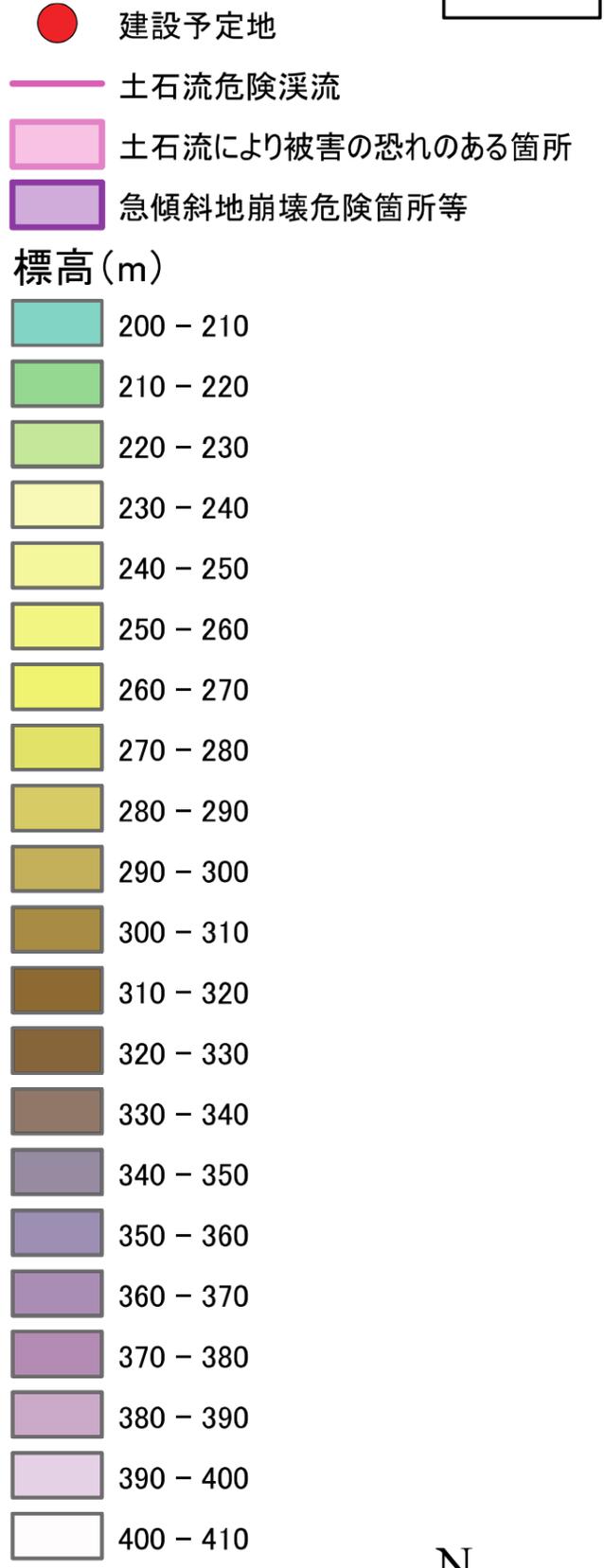
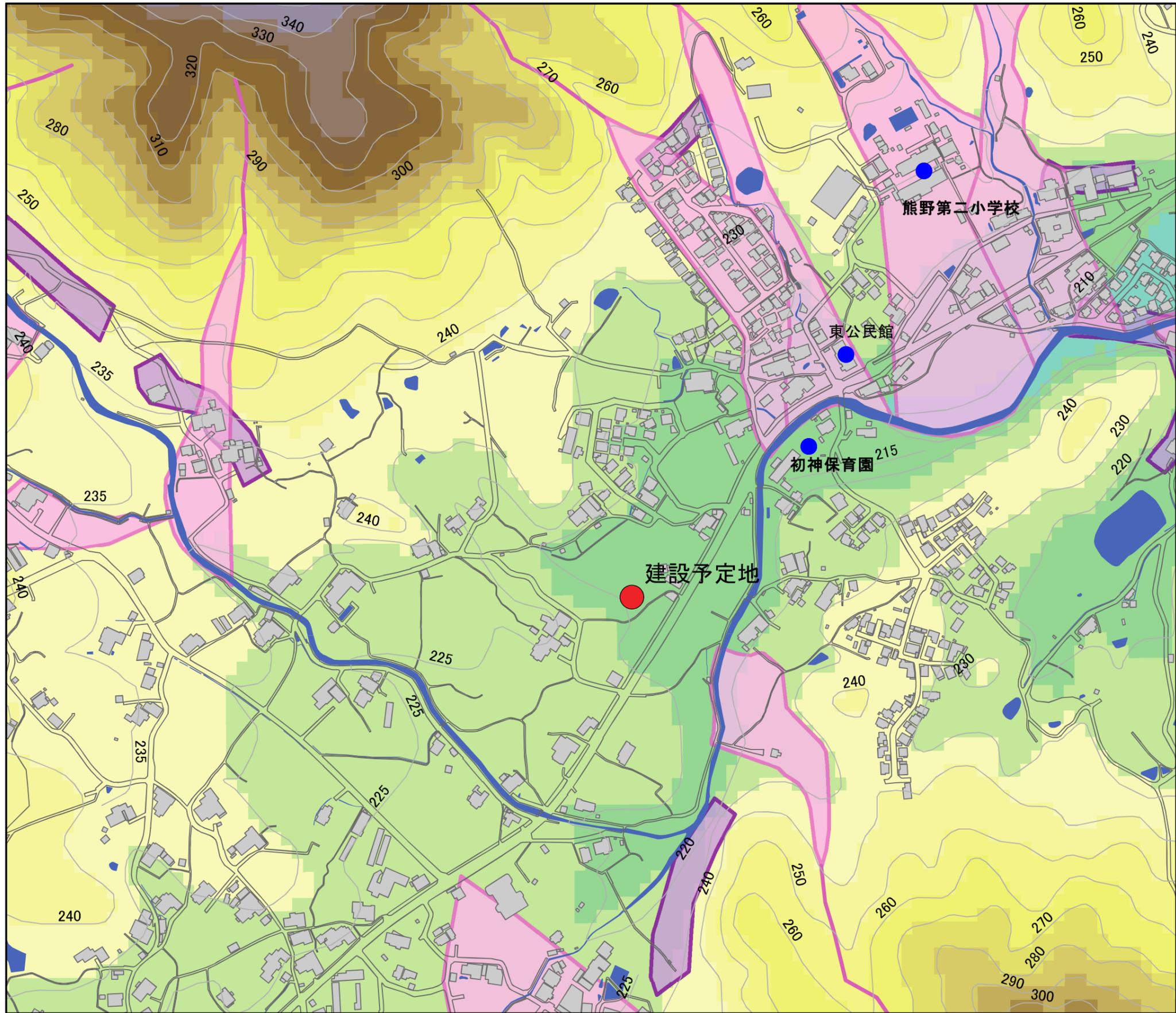
東部地域防災センター(仮称)地質調査業務

【 第 12 号 委託単価表 】

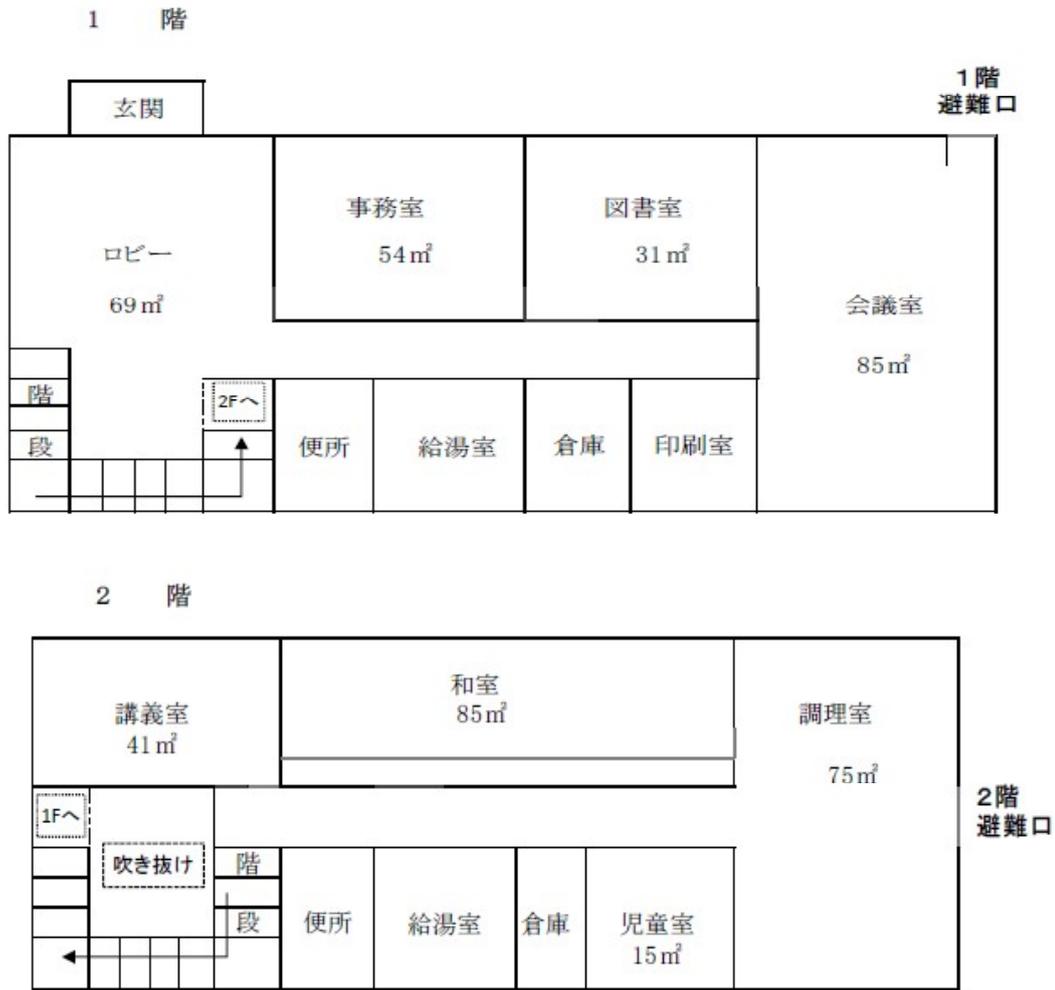
業務着手時

1 回 当 り							
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準	
主任技師 内業		人					
技師 (A) 内業		人					
計							
単位当たり							

「防災関係図」



○東公民館



構造:鉄筋コンクリート造 階数:2階建 延べ床面積:約650m²

○東部地域健康センター



構造:鉄骨造 階数:平屋建 延べ床面積:約800m²